

(別添)

放送分野における個人情報保護 に関する説明会 <資料>

平成16年12月

総務省

目次

- . 放送分野における個人情報保護に関する経緯及び
基本的な考え方について
… 3頁～
- . 「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」
及び事業者等において求められる対応について
… 28頁～
- . 参考資料等
… 106頁～

・
**放送分野における個人情報保護
に関する経緯及び基本的な考え
方について**

放送分野における個人情報保護に関する検討の背景

1 放送分野において取り扱われる個人情報の膨大性と多様性

NHKの聴取契約・受信契約数	… 約3,816万件
ケーブルテレビの加入世帯数	… 約2,468万件
(株)スカパーフェクト・コミュニケーションズのプラットフォーム事業の取扱い視聴者数	… 約 373万件
(株)WOWOWの有料放送契約者数	… 約 250万件
双方向サービス会員の総登録件数	… 約 198万件
カラーテレビの保有状況	… 約8,000万台

、及びについては平成16年3月末、及びについては同年10月末現在。

放送関係事業者等との加入契約締結に当たって取得される個人情報

双方向サービスの会員登録に当たって取得される個人情報

2 個人情報漏えい事案等の増加

放送分野における最近の主な個人情報の漏えい等に関する事例

双方向CMに係る個人情報漏えい事案の概要

PIO - NETに登録された架空請求に関する相談件数(国民生活センター)

2,505件(平成12年4月～平成14年4月)

162,391件(平成14年4月～平成16年4月)

3 個人情報保護法の制定

放送分野における個人情報保護への取組みの経緯

個人情報保護への取組みの経緯

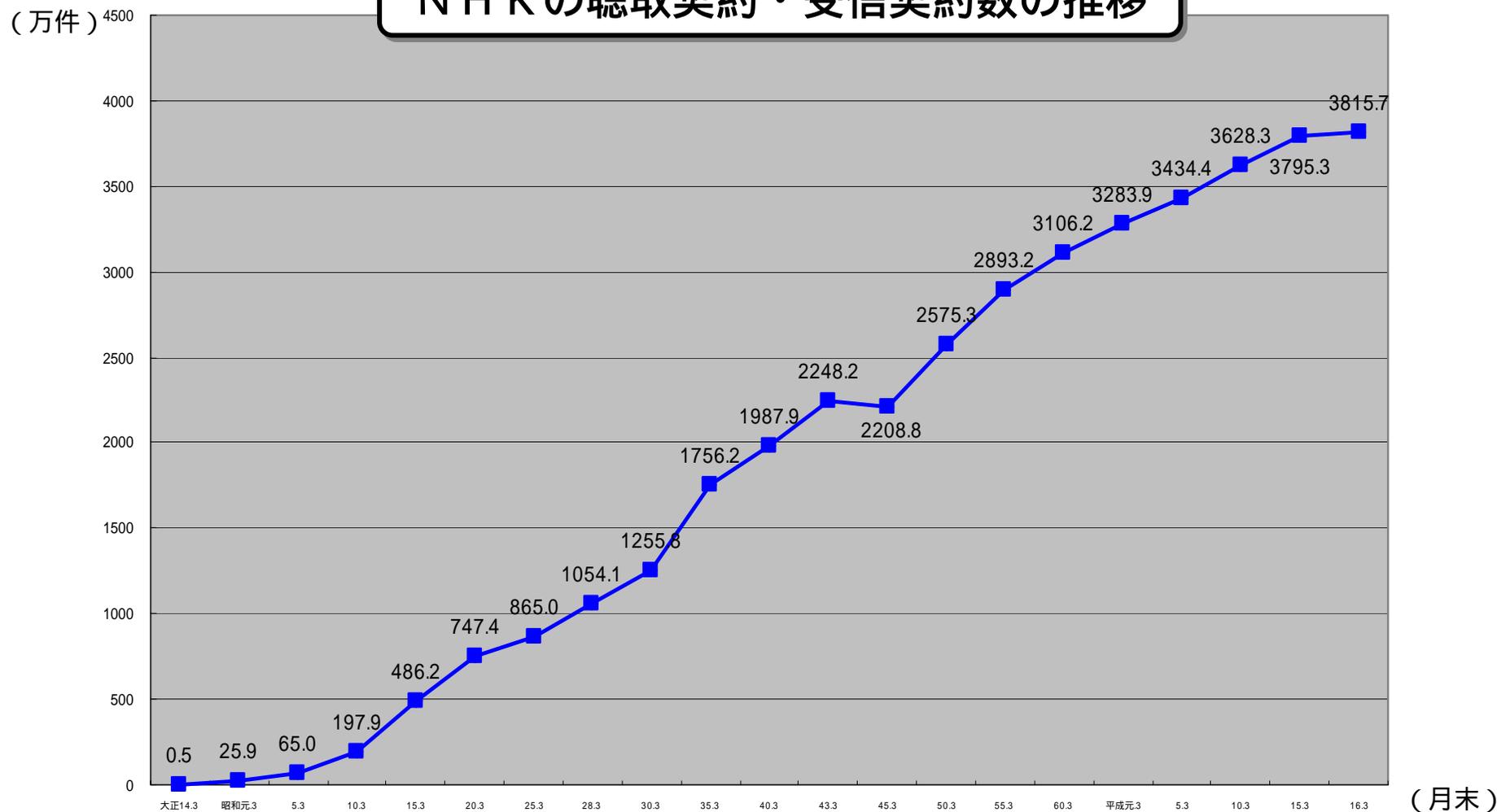
「個人情報の保護に関する法律」公布、一部施行(平成15年5月)

「個人情報の保護に関する基本方針」決定(平成16年4月)

情報通信分野における措置の検討

1 放送分野において取り扱われる個人情報膨大性と多様性

NHKの聴取契約・受信契約数の推移



(注1) 大正14年3月末の数値は、NHKの前身の一つである社団法人東京放送局(JOAK、大正14年3月22日から「仮放送」を開始し、当日までにラジオの「聴取契約」を締結した人は3500人と推定されている。)のもの。
 (注2) 大正14年6月1日に社団法人大阪放送局(JOBK)により「仮放送」が開始され、同年7月15日に社団法人名古屋放送局(JOCK)より「本放送」が開始された。
 (注3) 大正15年8月20日に社団法人日本放送協会が設立された。
 (注4) 昭和25年6月1日に放送法(昭和25年5月法律第132号)に基づき、日本放送協会が設立された。
 (注5) 昭和25年8月22日に「聴取契約」制度から「受信契約」制度へ移行した。
 (注6) 昭和28年2月1日からテレビジョン放送(地上)が開始された。以後、昭和37年3月末までの契約数は、「ラジオ受信契約」と「テレビジョン受信契約」に係るものの合計数である。
 (注7) 昭和37年4月1日に放送受信契約体系が変更された。以後、昭和43年3月末までの契約数は、「契約甲」(テレビ・ラジオ包括受信契約)と「契約乙」(ラジオだけの受信契約)に係るものの合計数である。
 (注8) 昭和43年4月1日に放送受信体系が変更され、ラジオ受信料が廃止された。以後、平成元年7月末までの契約数は、「カラー契約」と「普通契約」に係るものの合計数である。
 (注9) 平成元年8月1日に衛星付加受信料が設定された。これ以後の契約数は、「カラー契約」、「普通契約」、「衛星カラー契約」、「衛星普通契約」、「特別契約」に係るものの合計数である。
 (注10) 放送受信契約数には、放送受信料を免除した契約の数を含む。

(日本放送協会『放送受信契約数統計要覧』等より作成)

1 放送分野において取り扱われる個人情報膨大性と多様性

ケーブルテレビの加入世帯数の推移

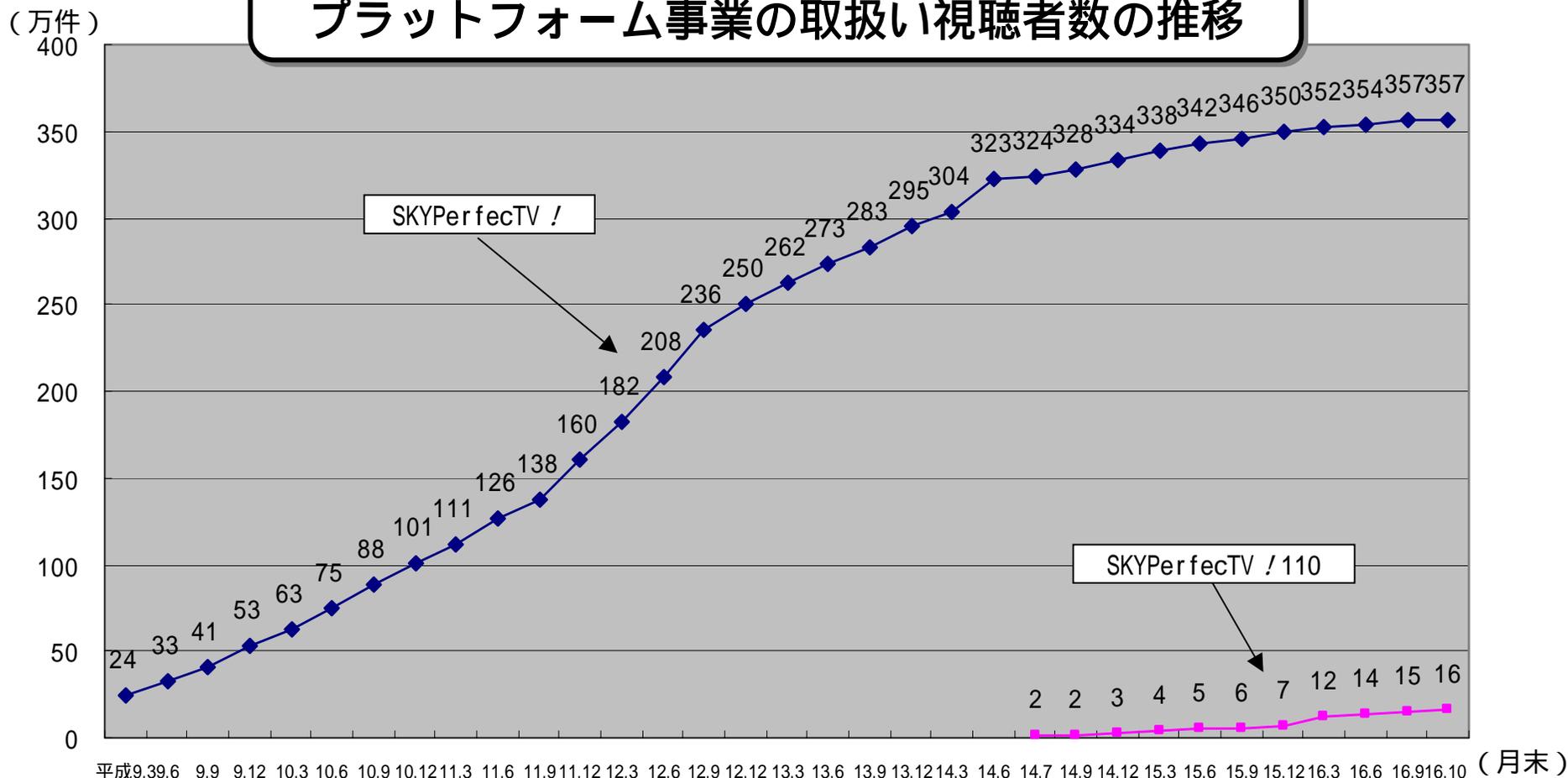


(月末)

(注1) 昭和49年3月末から昭和51年3月末までの加入世帯数のうち届出施設(51から500端子)及び小規模施設(50端子以下)については推定値。
(注2) 昭和48年1月1日より有線テレビジョン放送法(昭和47年7月法律第114号)が完全施行。

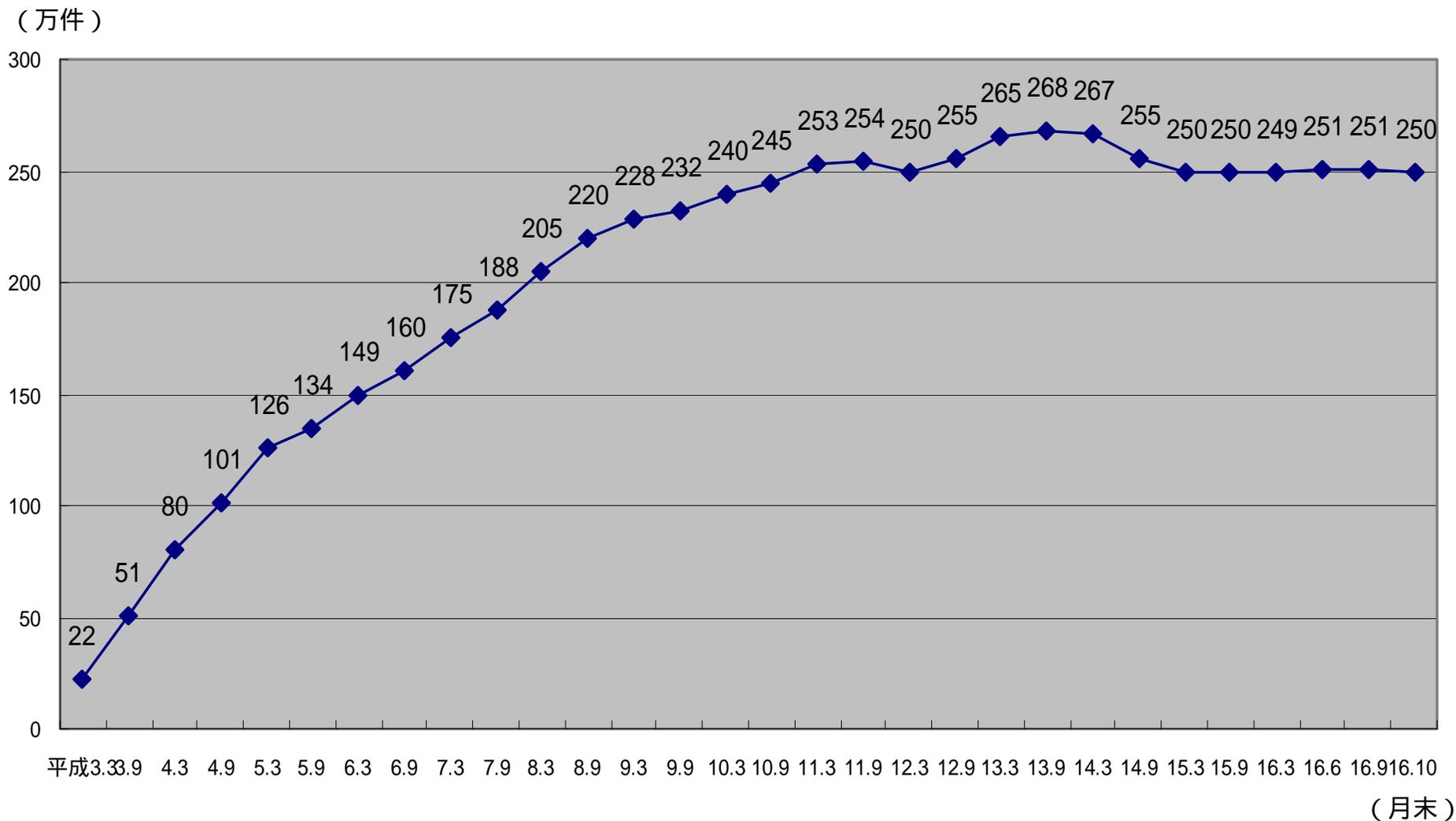
1 放送分野において取り扱われる個人情報の膨大性と多様性

(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズのプラットフォーム事業の取扱い視聴者数の推移



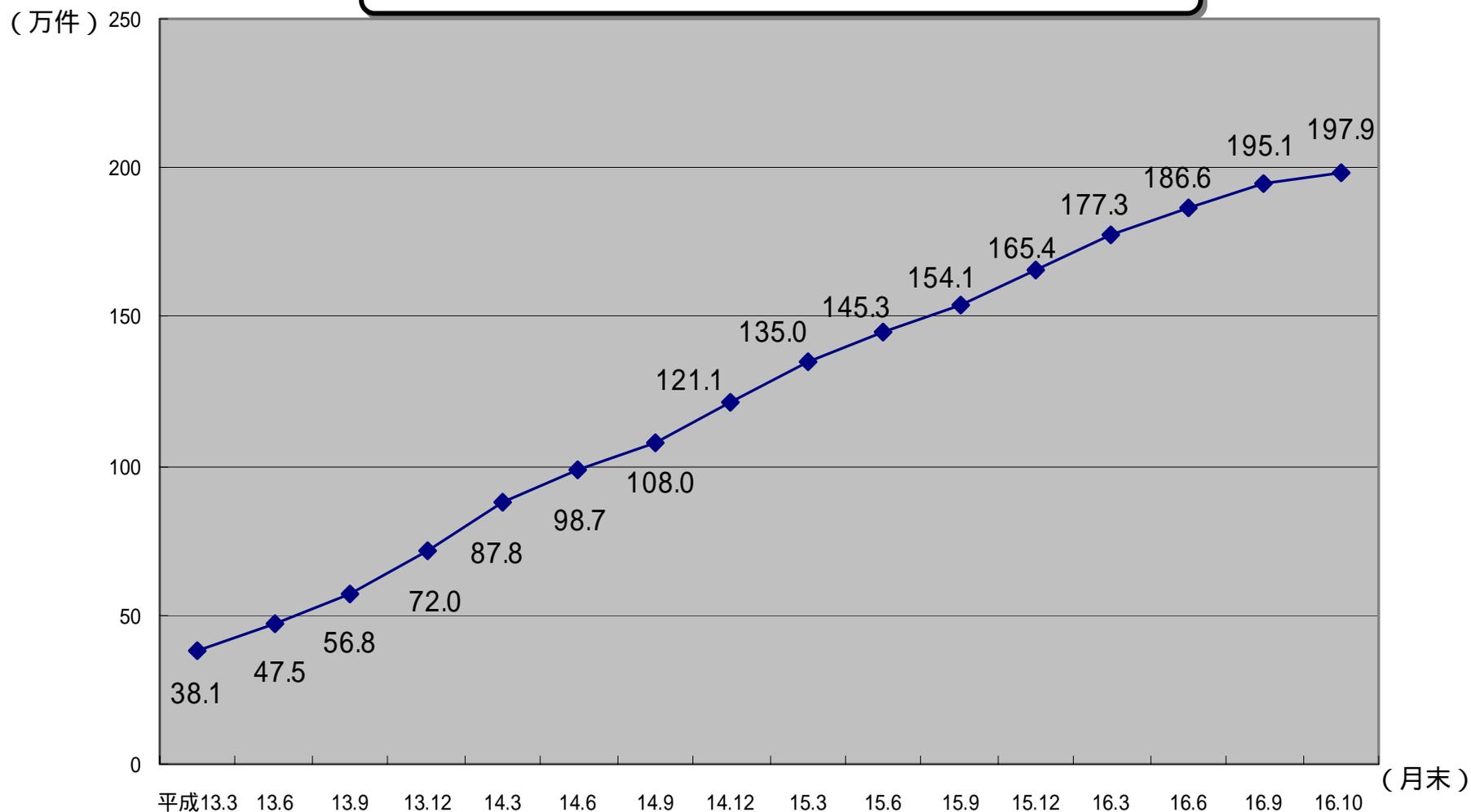
1 放送分野において取り扱われる個人情報膨大性と多様性

(株)WOWOWの有料放送契約者数の推移



1 放送分野において取り扱われる個人情報膨大性と多様性

双方向サービス会員の総登録件数の推移



(注1) 本図表で登録件数を集計した双方向サービスは、BSデジタル放送が開始された平成12年12月に開始された。

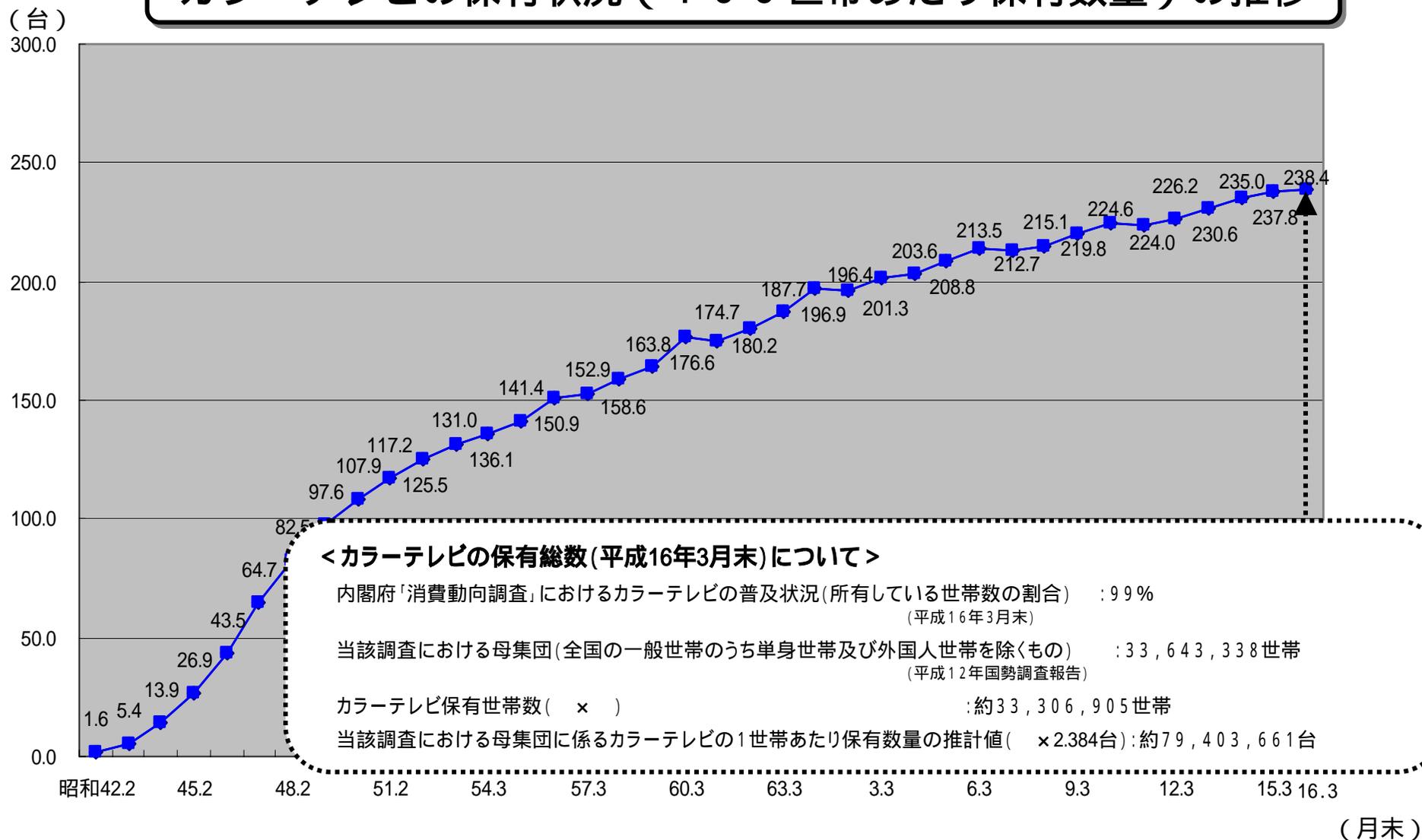
(注2) 「総登録件数」とは、BS日テレクラブ会員、BS-1クラブ会員、クラブBSフジ会員、クラブA&D会員、BSジャパンクラブ会員、メディアサーブ双方向サービスセンター登録、メガポート双方向会員又はNDBクラブ会員であって、双方向サービスの利用のための登録がなされた者の登録件数の合計値をいう。

(注3) 総登録件数のうち、メディアサーブ双方向サービスセンターに登録されたものについては、同12年12月末から同年3月末までの間、株式会社ビーエス日本が提供する双方向サービス及び株式会社ビー・エス・ジャパンが提供する双方向サービスの利用について、そして同年4月末以降は、株式会社ビーエス日本が提供する双方向サービスの利用についても登録された扱いを受けているが、ここでは、メディアサーブ双方向サービスセンターへの登録ごとに、登録件数としては1として集計している。

(注4) 総登録件数のうち、BSクラブA&D会員に登録されたものについては、株式会社ビーエス朝日が提供する双方向サービス及び株式会社デジタル・キャスト・インターナショナルの提供する双方向サービスの利用についても登録された扱いを受けているが、ここでは、BSクラブA&D会員としての登録ごとに、登録件数としては1として集計している。

1 放送分野において取り扱われる個人情報膨大性と多様性

カラーテレビの保有状況（100世帯あたり保有数量）の推移



1 放送分野において取り扱われる個人情報膨大性と多様性

放送関係事業者等との加入契約締結に当たって取得される個人情報の例

放送関係事業者等 取得される情報	A	B	C	D	E
氏名					
住所				注1	
電話番号					
印鑑					
生年月日					
性別					
ビーカスカード番号		注2			
金融機関口座番号等注3				注4	
郵便局口座番号等注5				注4	
クレジットカード番号等注6					
職業		注7	注7		
保護者氏名等		注8	注8		
受信機メーカー			注9		
電子メールアドレス					

(:必須項目 :任意項目)

(注1) 転居した場合には、旧住所も記載。

(注2) 視聴用の専用受信機に同梱されているICカード(有料放送サービスの視聴に対する鍵開け、加入者の視聴履歴の記録等を目的とするもの。)の番号を記載。

(注3) 民間金融機関(銀行、信用金庫等)口座振替による決済を選択する場合に必須項目となる。口座名義人氏名、金融機関届出印も含む。

(注4) 放送受信料の支払いを、口座振替等による決済を選択する場合には、別途、氏名、住所、電話番号及びお客様番号(日本放送協会における受信契約の管理にあたり、個々の受信契約者の情報を管理するためのキーコードとして、受信契約者に対し付与している10桁の番号)を記載。

(注5) 郵便局口座振替による決済を選択した場合に必須項目となる。口座名義人氏名、金融機関届出印も含む。

(注6) クレジットカード決済を選択した場合に必須項目となる。署名、有効期限も含む。

(注7) 5種類(会社員、自営業等)から選択。

(注8) 申込者が未成年者の場合には、保護者氏名、印鑑及び続柄(親、配偶者、親族から選択)を記載。

(注9) 12社の受信機メーカー及び「その他」から選択。

() アダルトチャンネル・番組の視聴を希望する者は、20歳以上を証明する書類(運転免許証、パスポート、保険証等)のコピーの送付が必要。

(各者加入申込書などより作成) 11

1 放送分野において取り扱われる個人情報の膨大性と多様性

双方向サービスの会員登録に当たって取得される個人情報の例

双方向サービス 取得される情報	A	B	C	D	E	F	G
氏名							
住所							
電話番号							
性別							
生年月日							
ピーカスカード番号							
個人ID ^{注1}							
パスワード ^{注2}							
職業 ^{注3}							
メールアドレス							
携帯電話番号							
携帯メールアドレス							
FAX番号							
血液型							
年収					注4		
住居					注5		
家族構成					注6		
好きな番組ジャンル							
未・既婚							
クレジットカード番号 ^{注7}							
受信機メーカー							

〔 :必須項目
:任意項目〕

- (注1)ここでいう「個人ID」とは、主に世帯等において双方向サービスが受信可能な受信機について登録する者のうちの一個人を特定すること等を目的として使用され、任意の数字2桁等を記載するものをいう。
例えば、サービスCに入会する際にはニックネーム、サービスEに入会する際には個人ID、サービスGに入会する際には個人番号を記載。なお、それら以外の事業者のサービスに入会する時には、提供事業者側で割り当てている。
- (注2)ここでいう「パスワード」とは、主に個人情報の「照会」や「変更」等に使用され、任意の英数字4桁等を記載するものをいう。
- (注3)サービスCに入会する際には、10種類(会社員、アルバイト等)から選択。サービスEに入会する際には、業種は17種類(農林水産、鉱業等)から、職種は16種類(管理職、一般事務等)からそれぞれ選択。
- (注4)7種類(400万円未満、400万円以上、600万円以上、等)から選択。
- (注5)5種類(戸建・持家、分譲マンション等)から選択。
- (注6)家族構成においては、5種類(独身、既婚、三世代等)から選択。
- (注7)双方向サービスでテレビショッピングをする場合において、クレジットカード決済を選択した場合に記載。
- (注8)会員登録の際に記載されるクレジットカード番号について、当該クレジットカードが拾得等によるものではなく、会員登録をする本人のものであることを確認するため、当該クレジットカードに係る決済口座の口座種類(預金口座、郵便口座)及び口座番号を併せて記載。
- (注9)クレジットカード番号を記載した者においては、テレビショッピング等の都度クレジットカード番号を入力する手間を省くこと等を目的として使用するため、それとあわせて数字4桁のパスワードを記載。

2 個人情報漏えい事案等の増加

放送分野における最近の主な個人情報の漏えい等に関する事例

漏えい発覚年月日	事業者名	漏えい事案	漏えい人数	原因	その後の事業者の対応
平成6年10月25日	事業者A	平成16年10月25日午後6時に放送事業者の100%子会社である通信販売事業者Aが、会員登録者へ新商品の紹介をメールで送付する際、送付先全員のメールアドレスが当該送付先の会員登録者に流出したとの事。	200名分	「BCC」で送信すべきところを、誤って「CC」に全員のメールアドレスを打ち込んで送信したため。	・社員及び関連会社社員に対し、セキュリティポリシーの教育、監督の徹底 ・メールアドレス流出のお詫び及び漏えいが発生したメール削除の依頼を個別にメール送信 ・個人情報を漏えいされた会員への個別対応が終了後、事実関係についてプレス発表及びホームページでの公表
平成6年10月13日	事業者B	平成16年10月13日12時46分から10月18日19時40分の間、特定の携帯電話端末のみにおける事業者Bのモバイルサイトに於いて、自分の会員情報プロフィールを変更する際、他の会員のプロフィール(名前、生年月日、性別、職業、郵便番号、住所、電話番号)が開覧できる状態になったもの。	5名分	プログラム改修の委託先による改修ミスが存在したため。	・セキュリティポリシーの教育、監督の徹底 ・個別に連絡を取り、事情説明及びお詫びを実施。 ・個人情報を漏えいされた者への個別の対応が終了したため、事実関係についてプレス発表し、問い合わせ用携帯サイト及び問い合わせ電話窓口を設置。
平成6年10月3日	事業者C	平成16年10月3日午後8時頃に営業活動中の不注意により、営業顧客リスト(氏名、住所、電話番号、入居日及び予定日、集合住宅管理会社)4枚を紛失し、その後、うち2枚は回収されたもの。	43名分	営業活動中に、顧客リストを車の屋根部分に放置したまま発進してしまったため。	・平成16年10月5日に当該紛失に関する報告及びお詫びを報道発表・ホームページ掲載。 ・引き続き、未回収の2枚の顧客リストを捜索、該当顧客のうち、入居済みの方については往訪及び謝罪を終了。
平成6年6月28日	事業者D	平成16年6月16日に放送した番組において、視聴者にダイレクト体験談を募集し、同年同月27日に当該体験談を寄せた者に対しアンケートのための質問事項をパソコンにて送信した際、送付先全員のアドレス(そのうち9名分については、氏名、住所等の個人情報を含む。)が送信されたもの。	150名分	「BCC」で送信すべきところを誤って「宛先」に全員のアドレスを打ち込んで送信したため。	・全てのメール受信者に、謝罪メールを送信し、合わせて、誤送信したメールアドレス及び他の個人情報の削除を依頼。 ・平成16年6月30日の番組放送内でお詫びし、合わせてホームページにてお詫びを掲載。
平成6年6月27日	事業者E	平成16年6月27日13時から放送した番組にて実施した聴取者参加クイズ企画において、当クイズに携帯電話にて応募し、自分の回答及び個人情報を一時的に保存した特定の携帯電話インターネット接続サービス利用者の情報の一部が、他の利用者の携帯電話に表示されたもの。	63名分	携帯電話用のサーバにおいて、特定の携帯電話インターネット接続サービス利用者に対して、利用者の特定できないというシステム設計上のミスが存在したため。	・平成16年6月27日13時20分にシステム変更の処置を実施し、それ以降に登録した利用者に関してはトラブルなく運用。 ・当該利用者63名に対し、個別に連絡し、説明及びお詫びを実施。
平成6年6月17日	事業者F	事業者Fが放送する番組のスポンサーの双方向CMにおいて、抽選で当該スポンサーの製品が当たるクイズに参加し、当該スポンサーへの情報提供に同意し電話回線で回答結果を送信した視聴者の個人情報(氏名、住所、電話番号、性別、年齢及びクイズの回答)について、それが記録されたCD-Rが、一般人が購入した中古コンピュータのCDドライブ内に入っていたもの。	10,868名分	平成15年7月16日に事業者Fが、当該個人情報の入っていたCD-Rを当該スポンサーへ渡した。その後、当該スポンサーにてクイズの抽選作業を行った際、使用したコンピューター内に当該CD-Rを入れたまま、平成15年12月にそのコンピューターを処分してしまったため。	・個人情報漏えいの知らせを受けた後、直ちに、事業者Fの代表取締役社長を長とする「個人情報臨時委員会」を設置し、調査開始。 ・個人情報記録されたCD-Rを回収。 ・視聴者に対し、プレスリリース及びHPでお知らせするとともに、該当者に個別にお詫びと説明を封書で発送。 ・今後、スポンサー・番組制作協力会社等に個人情報を外部に提供する際には、取り決められたルールに則り、その取扱い・管理に十分注意するよう協力を要請。 ・なお、当該スポンサーの今後の対応としては、 今後、このようなケースを発生させない為に、当該スポンサー内で個人情報を扱うケースを全て再調査、把握し、個人情報取得から廃棄に至るまでの管理体制及び、個人情報へのアクセス権限の管理を強化。 当該スポンサーのプライバシーポリシーが徹底されるよう、改めて全社員にプライバシーポリシーの教育を行う。 コンピューターの処分については、ガイドラインを充実させ、それに沿った処分が確実に行われるように、作業にガイドラインを再度徹底すると共に、作業の完了を確認するシステムを構築。
平成6年3月25日	事業者G	事業者Gの電子商取引サイト(PC及び携帯電話サイト)において、携帯電話から新規会員登録を行った顧客3名の個人情報(住所、氏名、電話番号及びメールアドレス)が、平成16年3月25日午前3時03分から午前8時02分までの間、PCから同サイトにアクセスした者から閲覧することが可能な状態になっていたもの。	3名分	システム構築を行った事業者とともに原因を究明した結果、携帯サイトのリニューアルの際に「不必要なプログラムが組み込まれたことによる障害であったことが判明。	・障害のあったプログラムを改修して再発防止を行った。 ・電子商取引サイトの運用を停止(PCサイトについては、平成16年3月25日午前8:02から翌日の午前0:50まで、携帯電話サイトについては、同年3月25日午前8:02から4月14日午前4:45まで)。 ・個人情報が露出した顧客3名に、状況説明及び謝罪、一般顧客については、PCサイトにお詫びの掲載。
平成6年3月9日	事業者H	事業者Hに対し、同社の顧客情報が漏えいしている疑いがあるとの情報もたらされ、同社がその内容を確認したところ、平成16年3月9日までに、148名分の情報について、同社の顧客の氏名、住所、性別、生年月日、年齢に係る個人情報と一致が確認されたもの。	148名分 (平成16年5月現在で確認しているもの。)	警察署に相談するなどして真相究明に努めているが、平成16年5月現在で、漏えいルート、漏えい規模等は不明。	・テレビショッピングの自粛(平成16年3月9日から同年4月24日までCS放送によるテレビショッピング番組の放送及び地上波、BS放送等におけるテレビショッピング番組の提供を自粛。) ・事業者H代表取締役を長とする調査委員会を設置(同年3月10日)。 ・情報セキュリティ委員会(委員長事業者H代表取締役)を設置(同年3月12日)。 ・全従業員等を対象に情報セキュリティに関する外部専門家による教育を実施等。 ・顧客データベースにアクセスできる端末の削減(321台→21台)、アクセスログ保存期間の長期化(2ヶ月→10年)等アクセス制御の強化。 ・サーバ室、執務室等に監視ビデオカメラを設置し、24時間監視。 ・サーバ室等への入室管理の強化。 ・顧客管理情報にアクセス可能な全PC(約360台)を対象とした個人情報漏えい防止ソフトウェアの導入。 ・平成16年2月12日付けで経過報告と個人情報の漏えいについての説明を掲載。
平成6年2月12日	事業者I	事業者Iで、映画上映会の応募者に当選通知の電子メールを送付した際、他の応募者のメールアドレスも一緒に送信されたもの。	約150名分	誤って他の同時受信者のメールアドレスが表示される状態で送信してしまい視聴者(映画上映会の当選者150人分)のメールアドレスを流出する事故が発生。	
平成5年8月8日	事業者J	事業者Jで、視聴者のメールアドレスを流失する事故が発生したものの。	480名分	朝の情報番組への電子メール投稿者として登録済みの視聴者に連絡メールを送信した際、誤って他の同時受信者のメールアドレスが表示される状態で送信。	・漏えいした全員に謝罪メールを送信し、番組内でも謝罪。
平成4年8月27日	事業者K	受信料の収納等の業務を行っている者が不注意から受信契約者リスト(氏名、住所、電話番号、契約の内容等が記載されているもの)を落とし、回収に努めたが、そのうち3枚が回収出来なかったもの。	受信契約者リスト3枚分	事業者Kの受信料の収納等の業務を行っている者が不注意から、「受信契約者リスト」を落とされたもの。	・個人情報管理の徹底について改めて本部から全国に指示を発生し、関係者全員に注意喚起を図った。 ・事業者Kが当該地域の受信料の収納等を行っている者から、事情を聴取。
平成4年6月3日	事業者L	事業者Lのホームページで、番組登録をした視聴者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人情報が開覧できる状態になっていたもの。	約280名分	何かが不当にアクセスし、セキュリティプログラムを消去したとみられる。	・該当するコーナーの休止及び、別のサーバにデータ移転、登録者に謝罪。
平成4年1月31日	事業者M	事業者Mで、懸賞に応募した視聴者に案内メールを送付した際、送付先のアドレスを表示したまま送信されたもの。	約1,900名分	受信料の収納等を行っている者が、委託契約解除後も不正に所持していた受信契約者リストのコピーを、個人でホームページを主催している者(以下、「ホームページ主催者」という。)に提供し、当該ホームページ主催者がインターネットのホームページに掲載。	・全受信者に謝罪とアドレス消去を依頼、HPにも謝罪文を掲載。 ・今後、複数のメール配信を行う場合には、個別配信を行うことができるメールマガジンのシステムの使用を徹底し、社内の複数チェック体制と個人情報管理を強化。
平成4年1月31日	事業者N	平成14年1月27日から同年同月31日まで、過去に当該地域の受信料の収納等を行っていた者が委託契約解除後も不正に所持していた受信契約者リストのコピーが、インターネットのホームページに掲載されたもの。	8名分(氏名、住所等は黒塗りされていた。)	受信料の収納等を行っている者が、委託契約解除後も不正に所持していた受信契約者リストのコピーを、個人でホームページを主催している者(以下、「ホームページ主催者」という。)に提供し、当該ホームページ主催者がインターネットのホームページに掲載。	・個人情報管理の徹底について、指示文書を本部から全国に発生し、関係者の意識喚起を図るとともに、受信料の収納等の業務を行う者からは改めて「確約書」の提出を求め、徹底を図った。 ・全てのコピーを回収。また、ホームページ主催者は、今後不当な開示を行わないことを誓約。

2 個人情報漏えい事案等の増加

双方向CMに係る個人情報漏えい事案の概要（事業者Fのケース）

【事案の概要】

事業者Fの番組の スポンサーの双方向CMで出題されたクイズへの回答を電話

回線で送信した視聴者の個人情報が、外部に漏えい。

購入した中古PCのCDドライブに、個人情報を記録したCD-Rが入っていた旨、平成16年6月17日(木)午前0時頃に事業者Fに通報があったもの。

漏えいした個人情報

< 件数 >

10,868名分

< 主体 >

平成15年7月12日(土)21時から22時に放送の事業者Fの番組の双方向CMのクイズへの参加者

< 内容 >

- ・氏名(かな)
- ・住所(かな)
- ・郵便番号
- ・電話番号
- ・性別
- ・年齢
- ・クイズ回答

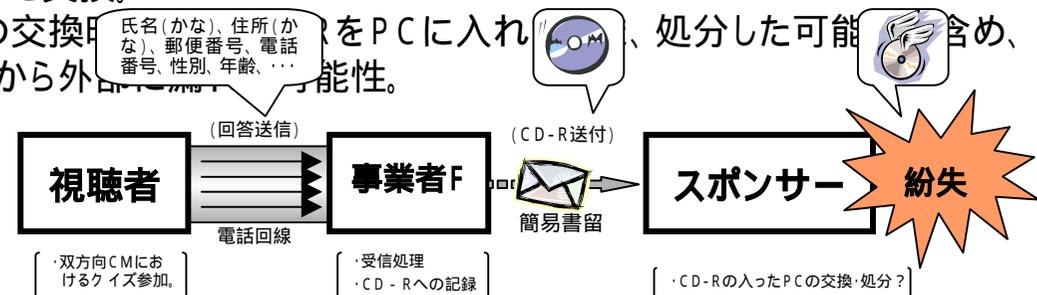
【個人情報の流出経路】

事業者Fにて、受信処理ののち、当日の双方向CMの利用者情報のみをCD-Rに記録し、簡易書留で当該スポンサーに送付。

事業者Fにて、当該スポンサーからのCD-Rをもとに当選者の抽選を行い、当選者に賞品を発送。

当該スポンサーにて、抽選を行った際に使用したPCを、平成15年7月に新しいPCと交換。

PCの交換時に氏名(かな)、住所(かな)、郵便番号、電話番号、性別、年齢、...をPCに入れ、処分した可能性。社内から外部へ流出の可能性。



【関係事業者の再発防止の取組み】

< 事業者F >

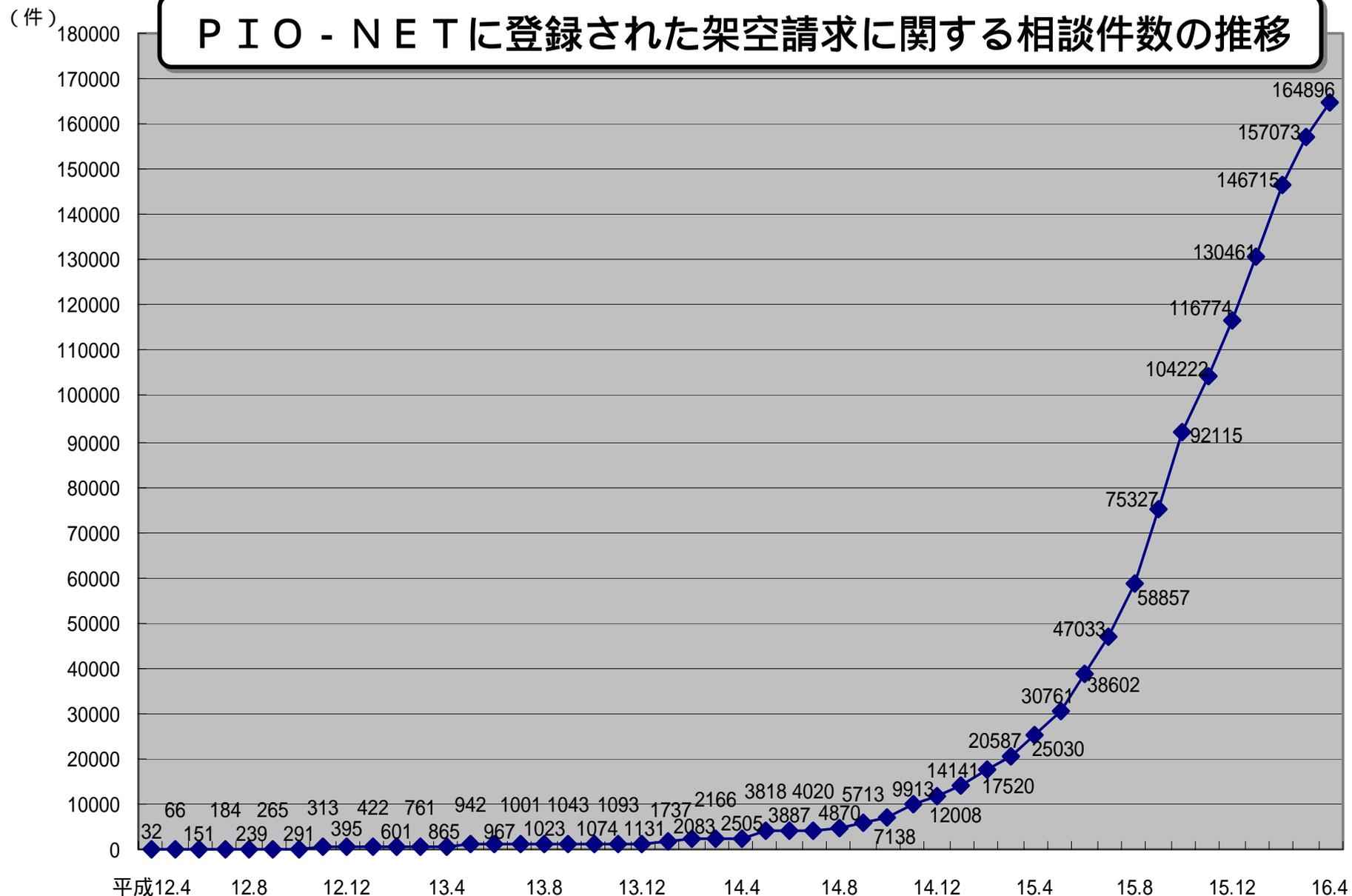
今後、スポンサー・番組制作協力会社等に個人情報を提供する際には、取り決めたルールにのっとり、その取扱・管理に十分注意するよう協力を要請。

< 当該スポンサー >

社内で個人情報を扱うケースを全て再調査・把握し、個人情報の取得から廃棄に至るまでの管理体制及び、個人情報へのアクセス制限の管理を強化。

あらためて全社員にプライバシーポリシーの教育を行う。

2 個人情報漏えい事案等の増加



(注1)「PIO - NET」とは、独立行政法人国民生活センターが、全国の消費センターで受け付けた消費生活相談等をオンラインで収集している (月末) 全国消費生活情報ネットワーク・システムのことをいう。

(注2)「相談件数」とは、各月末におけるそれまでの累積件数をいう。

(独立行政法人国民生活センター資料より)

3 個人情報保護法の制定

放送分野における個人情報保護への取組みの経緯

放送の個別分野における取組み

加入契約を伴う放送サービスの加入者個人情報関係 [一般放送事業者及びその顧客管理代行業者
有線テレビジョン放送事業者]
平成 8 年 9 月 「放送における視聴者の加入者個人情報の保護に関するガイドライン」の策定
(郵政省)

以下の項目について規定。
収集 利用・提供
適正管理 個人参加
加入者への通知
責任の明確化

C S デジタル有料放送サービス契約を締結した加入者の個人情報関係 [C S デジタル放送事業者]
平成 9 年 1 1 月 「通信衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款」の制定
(郵政省)

以下の項目について規定。
提供 使用
開示・訂正・削除 消去

プラットフォーム事業者の業務に係る視聴者の個人情報関係 [プラットフォーム事業者]
平成 1 5 年 4 月 「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」の策定 (C S デジタル放送に係る事業のあり方に関する検討会)

以下の項目について規定。
利用 安全管理措置
本人確認後の開示
訂正・追加・削除
方針の制定・明示

テレビショッピングに伴う視聴者の個人情報関係 [委託放送事業者
衛星役務利用放送事業者]
平成 1 6 年 3 月 「テレビショッピング番組を放送する委託放送事業者等における個人情報保護の徹底について」の要請
(総務省)

視聴者が安心して放送サービスを利用できるようにすることにより、放送の健全な発達に資するため、個人情報の保護を徹底するよう適切な措置を取る旨要請。

放送視聴者及び放送の受信に関する契約を締結した者の個人情報関係
((社) 日本民間放送連盟、(社) 衛星放送協会、(社) 日本ケーブルテレビ連盟、日本放送協会、放送大学学園、委託放送事業者各社、衛星役務利用放送事業者各社、モバイル放送(株)、(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、(株)ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ)
平成 1 6 年 3 月 「放送受信者の個人情報保護の徹底について」の要請
(総務省)

以下の旨要請。
保有する個人情報へのアクセス管理の徹底、個人情報の情報管理体制の整備、内部関係者による個人情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システム

放送受信者等の個人情報関係 [放送関係事業者等]
平成 1 6 年 8 月 「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の制定
(総務省)

の堅牢化などを行うこと
個人情報の漏えいの事実を把握した場合には、直ちに総務省に報告すること。

視聴者等の個人情報関係 [放送関係事業者等]
平成 1 6 年 1 2 月 「デジタル放送推進のための行動計画(第5次)」の策定
(地上デジタル推進全国会議)

以下の旨規定。
放送のデジタル化に伴う高度で多彩なサービスの提供に際して、放送関係事業者等においては、視聴者等の個人情報取得する機会が増加すると想定されることから、2005年4月1日に施行される「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(平成16年8月31日総務省告示第696号)を踏まえ、放送事業者や事業者団体等の関係者が連携・協力して個人情報の適正な取扱いに関する取組を推進する。

放送分野全般における取組み

3 個人情報保護法の制定

我が国における個人情報保護への取組みの経緯

行政機関を中心とした取組み

民間部門も対象とした個人情報保護法制定への取組み

個人情報保護法完全施行への取組み

(昭55.9)	(63.12)	(平11.6)	(11.8)	(11.12)	(12.10)	(12.10)	(13.3)	(14.3)	(14.12)	(14.12)	(15.3)	(15.5)	(16.3)	(16.4)	(17.4)
プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律	修正案附則第1条第2項の所要の措置として民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えることを示すものとして認識しております。略しては、個人情報保護のあり方について総合的に検討した上で、法整備を含めたシステムを速やかに整えていきたいと考えております。」	住民基本台帳法改正法案審議(第145回国会)・参議院本会議における小沢内閣総理大臣答弁 附則第一条第二項「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」	我が国における個人情報保護システムの確立について高度情報通信社会推進本部決定) 個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた具体的な検討を進める。」	個人情報保護基本法制に関する大綱(「戦略本部個人情報保護法制化専門委員会決定」)	個人情報保護の保護に関する基本法制の整備について(「戦略本部決定」)	個人情報保護に関する法律案(旧法案)提出	行政機関の保有する個人情報保護に関する法律案等4法案提出(第154回国会)	与党三党修正要綱 基本原則の削除、報道機関等への情報提供者に対する主務大臣の非関与の明記、報道の定義の明記、適用除外にフリージャーナリスト等の個人や著述を業とする者の明記	個人情報保護の保護に関する法律案(旧法案)等審議未了廃案(第155回国会)	与党三党修正要綱を踏まえた個人情報保護に関する法律案等再提出(第156回国会)	個人情報保護の保護に関する法律等公布・部施行(附帯決議)	個人情報の保護に関する基本方針(閣議決定) 民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について(「閣内係省庁連絡会議幹事会申し合わせ」)	個人情報の保護に関する法律等公布・部施行(附帯決議)	個人情報の保護に関する法律完全施行(予定)

情報通信分野

(平3.9)	(8.9)	(10.12)	(15.2)	(15.4)	(16.3)	(16.3)	(16.5)	(16.8)	(16.8)
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン	放送における視聴者の加入者個人情報の保護に関するガイドライン	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(郵政省告示第570号)	電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会開催	衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針	衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針	放送受信者の個人情報保護の徹底について	放送分野における個人情報保護の基本的な在り方	放送分野における個人情報保護の基本的な在り方	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(総務省告示第696号) 17 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第695号)

3 個人情報保護法の制定 - 1

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の概要

第1章 総則(第1条~第3条)

目的) 高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。(第1条)

定義) 個人情報: 生存する個人に関する情報(識別可能情報)
個人情報データベース等: 個人情報を含む情報の集合物(検索が可能なもの。一定の手作業処理情報を含む。)
個人情報取扱事業者: 個人情報データベース等を事業の用に供している者(国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く。)
個人データ: 個人情報データベース等を構成する個人情報
保有個人データ: 個人情報取扱事業者が、開示等の権限を有する個人データ(存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は政令で定める期間(6月)以内に消去することとなるものを除く。)(第2条)

基本理念) 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。(第3条)

第2章 国及び地方公共団体の責務等(第4条~第6条)

国の責務、地方公共団体の責務、法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等(第7条~第14条)

個人情報の保護に関する基本方針、国の施策、地方公共団体の施策、国及び地方公共団体の協力

第4章 個人情報取扱事業者の義務等(第15条~第49条)

- 1 個人情報取扱事業者の義務(第15条~第36条)
- 2 民間団体による個人情報の保護の推進(第37条~第49条)

第5章 雑則(第50条~第55条)

報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動に対する適用除外等

第6章 罰則(第56条~第59条)

個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則

第4章 個人情報取扱事業者の義務等(第15条~第49条)

1 個人情報取扱事業者の義務(第15条~第36条)

- ・利用目的の特定(第15条第1項)
- ・利用目的の変更の制限(第15条第2項)
- ・利用目的外利用の制限(第16条)
- ・適正な取得(第17条)
- ・取得に際しての利用目的の通知等(第18条)

個人情報に関する規定

- ・データ内容の正確性の確保(第19条)
- ・安全管理措置(第20条)
- ・従業員の監督(第21条)
- ・委託先の監督(第22条)
- ・第三者提供の制限(第23条第1項・第3項)

個人データに関する規定

- ・保有個人データに関する事項の透明性確保(第24条第1項)
- ・保有個人データの利用目的の通知(第24条第2項・第3項)
- ・保有個人データの開示(第25条)
- ・保有個人データの内容の訂正等(第26条)
- ・保有個人データの利用停止等(第27条)
- ・保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明(第28条)
- ・保有個人データに関する開示等の手続(第29条)
- ・合理的な手数料の設定と徴収(第30条)

保有個人データに関する規定

- ・苦情の処理(第31条第1項)
- ・苦情処理体制の整備(第31条第2項)

個人情報の苦情処理に関する規定

- ・主務大臣の報告の聴取(第32条)
- ・主務大臣の助言(第33条)
- ・主務大臣の勧告及び命令(第34条)
- ・主務大臣の権限の行使の制限(第35条)
- ・主務大臣(第36条)

主務大臣に関する規定

- 2 民間団体による個人情報の保護の推進(第37条~第49条)
 - ・個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした業務を行う団体の認定
 - ・認定を受けた団体の業務(苦情の処理、個人情報保護指針の公表等
 - ・主務大臣の関与(報告徴収、命令、認定の取消し)等

附則

公布の日(平成15年5月30日)から施行。第4章から第6章まで及び附則の経過措置の規定は、公布後2年以内の政令で定める日(平成17年4月1日)に施行

3 個人情報保護法の制定 - 2

「個人情報の保護に関する法律」における主な国（政府）の役割

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抜粋）

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 （略）

2 （略）

3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措

置に関する基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3～5 （略）

（地方公共団体等への支援）

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施

を図るための方針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする

3 個人情報保護法の制定 - 1

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年閣議決定）の概要

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

- (1) 個人情報保護法の制定背景
- (2) 個人情報保護法の理念と制度の考え方
個人情報の保護と有用性への配慮
各事業者の自律的な取組と各主体の連帯
- (3) 国際的な協調

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

- (1) 各行政機関の保有する個人情報の保護の推進
- (2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針
個別の事案が生じた場合の内閣府と各省庁の連帯
共管の場合の主務大臣の連携のあり方
所管が明らかでない場合の主務大臣の指定
各省庁における窓口の明確化・職員への教育研修法の施行の状況の内閣府への報告と公表
- (3) 分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針
各省庁が所管する分野において講ずべき施策
特に適正な取扱いを確保すべき個別分野において講ずべき施策
- (4) 広報・啓発、情報提供等に関する方針

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- (1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進
- (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援
広報・啓発等住民・事業者等への支援のあり方
地方公共団体の部局間の相互連携
- (3) 国・地方公共団体の連携のあり方

4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- (1) 個人情報取扱事業者に関する事項
事業者が行う措置の対外的明確化
責任体制の確保
従業員の啓発
- (2) 認定個人情報保護団体に関する事項
各省庁における認定の促進
ガイドライン（個人情報保護指針）等の策定・見直し

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

- (1) 事業者自身による取組のあり方
- (2) 認定個人情報保護団体の取組のあり方
- (3) 地方公共団体における取組のあり方
- (4) 国民生活センター及び各省庁における取組
国民生活センターの取組
各省庁における取組

8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- (1) 情報収集・調査研究の推進
- (2) 国民生活審議会の役割

3 個人情報保護法の制定 - 2

「個人情報の保護に関する基本方針」における個人情報保護法の理念と制度の考え方

1 個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定) (抜粋) 1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(2) 個人情報保護法の理念と制度の考え方

各事業者の自律的な取組と各主体の連携

高度情報通信社会においては、業態業種を問わず、あらゆる分野において、情報通信技術を活用した大量かつ多様な個人情報が広く利用されるようになってきている。このため、法は、個人情報を事業の用に供する者を広く対象として、個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めるとともに、個人情報を取り扱う者において、それぞれの事業等の分野の実情に応じて、自律的に個人情報の保護に

万全が期されることを期待している。また、こうした事業者の自律的な取組に関しては、国の行政機関等の支援が重要であり、法は、国が事業者等への支援、苦情処理のための措置を講ずべきことを定める

とともに、事業等を所管する省庁(以下「各省庁」という。)が、各事業等分野における個人情報の取

扱いについて権限と責任を有する仕組みを採っているが、こうした複層的な個人情報の保護のための措置が統合的に実効性を上げていくためには、事業者、地方公共団体、国の行政機関等が相協力し、連携を確保していくことが重要である。

3 個人情報保護法の制定 - 3

「個人情報の保護に関する基本方針」における個人情報取扱事業者の講ずる措置

6 個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)(抜粋) 6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 個人情報取扱事業者に関する事項

個人情報取扱事業者は、法の規定に従うほか、2の(3)の 各省庁のガイドライン等に則し、個人情報の保護について主

体的に取り組むことが期待されているところであり、事業者は、法の全面施行に向けて、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。各省庁等におけるガイドライン等の検討及び各事業者の取組に当たっては、特に以下の点が重要であると考えられる。

事業者が行う措置の対外的明確化

事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)の策定・公表により、個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の

通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。

また、事業者において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係を公表することが重要である。

責任体制の確保

事業運営において個人情報の保護を適切に位置づける観点から、外部からの不正アクセスの防御対策のほか、個人情報保護管理者の設置、内部

関係者のアクセス管理や持ち出し防止策等、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みを整備することが重要である。

また、個人情報の取扱いを外部に委託することとなる際には、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である。

従業員の啓発

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

個人情報の利用・提供あるいは開示・不開示に関する本人の不平や不満は、訴訟等によるのではなく、事案の性質により、迅速性・経済性等の観点から、むしろ苦情処理の制度によって解決することが適当なものが多いと考えられる。法は、苦情処

理による国民の権利利益の保護の実効を期すため、個人情報取扱事業者自身の取組により苦情を解決することを基本としつつ、認定個人情報保護団体、地方公共団体等が苦情の処理に関わる複層的な仕組みを採っている。この仕組みが円滑に機能するためには、これらの関係機関がそれぞれの役割分担に応じて適切に取り組むとともに、緊密な連携を確保することが必要である。

(1) 事業者自身による取組のあり方

法は、苦情処理について、まず、第一に個人情報取扱事業者の責任において適切かつ迅速な処理に努めるべきことを明らかにしている。こうした責務を全うするため、事業者には、必要な体制整備として苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等が求められる。

3 個人情報保護法の制定 - 4

「個人情報の保護に関する基本方針」における主な国（政府）の役割

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）（抜粋）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(3) 分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針

各省庁が所管する分野において講ずべき施策

個人情報の保護については、これまでも、事業者の取り扱う個人情報の性質や利用方法等の実態を踏

まえつつ、事業等分野ごとのガイドライン等に基づく自主的な取組が進められてきたところである。

このような自主的な取組は、法の施行後においても、法の定めるルールの遵守と相まって、個人情報保護の実効を上げる上で、引き続き期待されるところであり、尊重され、また、促進される必要がある。

このため、各省庁は、法の個人情報の取扱いに関するルールが各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討するとともに、事業者団体等が主体的に行うガイドラインの策定等に対しても、情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

特に適正な取扱いを確保すべき個別分野において講ずべき施策

個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに早急に検討し、法の全面施行までに、一定の結論を得るものとする。

3 個人情報保護法の制定

情報通信分野における措置の検討

個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議(平成15年5月6日衆議院本会議) (抜粋)

五 医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること。

個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議(平成15年5月23日参議院本会議) (抜粋)

五 医療(遺伝子治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む)、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること。

個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定) (抜粋)

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(3) 分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針

特に適正な取扱いを確保すべき個別分野において講ずべき施策

個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野(医療、金融・信用、情報通信等)ごとに早急に検討し、法の全面施行までに、一定の結論を得るものとする。

放送分野における個人情報保護に関する検討の経緯

平成16年5月10日、「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」（座長：舟田立教大学法学部教授）を開催し検討を開始。

平成16年7月2日、当検討会より「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について（草案）」の草案を提示、同年7月2日～7月30日にかけてパブリックコメントの実施。

平成16年8月6日、当検討会第6回会合において、パブリックコメントの結果（12者より計56件）を踏まえ、「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について」を取りまとめ。

平成16年8月13日、当検討会よりガイドライン案を含む「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について」を公表。

1 検討会の構成員（敬称略：50音順）

大谷 和子
（株式会社日本総合研究所法務部長）

音 好宏
（上智大学文学部助教授）

高畑 文雄 【座長代理】
（早稲田大学理工学部教授）

鳥居 昭夫
（横浜国立大学経営学部教授）

藤原 静雄
（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

舟田 正之 【座長】
（立教大学法学部教授）

2 検討会の開催状況（個人情報保護関係）

平成16年5月10日	第1回	・放送分野における個人情報保護について
5月19日	第2回	・個人情報保護の取組みに関するヒアリング（1） （株）スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、日本放送協会、（株）WOWOW、 （株）ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ、（社）衛星放送協会
5月21日	第3回	・個人情報保護の取組みに関するヒアリング（2） （社）日本ケーブルテレビ連盟、モバイル放送（株）（株）ビーエス・アイ、 （株）ビー・エス・ジャパン、（株）ビーエスフジ
6月7日	第4回	・個人情報保護に関する意見について（全国消費者団体連絡会） ・放送受信者等の個人情報の取扱いに関する論点について（1）
6月10日	第5回	・放送受信者等の個人情報の取扱いに関する論点について（2）
6月30日	第6回	・「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について（草案）」の審議
7月2日～7月30日		・「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について（草案）」の意見招請
8月6日	第7回	・「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について（草案）」に対する意見募集の結果について ・「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について（案）」の審議
8月13日		・「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について」公表
10月6日	第8回	・放送関係事業者等の取組状況について
11月11日	第9回	・個人情報保護に関する放送関係法令改正のポイント（案） ・個人情報保護に関するその他の検討課題について（案） ・「放送関係個人情報保護連絡会」における放送関係事業者等の取組状況
12月下旬	第10回	・放送分野における個人情報保護について （予定）
平成17年1月	第11回	・放送分野における個人情報保護について （予定）

放送分野における個人情報保護の在り方に関する基本的な考え方

放送分野における個人情報保護の在り方を取り巻く動き等

取扱われる個人情報の量の増加

受信機の操作の簡便性とあいまって、国民生活へ高い浸透

取扱われる個人情報の内容の多様化

視聴履歴や口座番号等取扱いに慎重性を要求される情報の増加

デジタル化をはじめとする技術革新の急速な進展

受信機の高機能化・多機能化による取扱われる個人情報及びその取扱い方法のさらなる多様化

漏えい情報を悪用した可能性のある架空

請求の事案の多発等、個人の権利利益が侵害される虞のある事態の発生

急速な技術革新による不正アクセス等、個人情報の安全を脅かす方法の一層の高度化・巧妙化

放送分野における包括的な個人情報保護に向けた取組みへの要請

個人情報保護法制を受けた実効性のある放送分野における個人情報保護に向けた取組みへの要請

特に情報通信分野における個人情報保護に関する個別的な措置の検討への要請

個人需要が放送関連事業者に的確に反映される上での個人情報の有用性への配慮

関係者における実効的な対応に向けた留意事項

(1) 関係事業者(放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者)

個人情報保護がまずもって関係事業者の取組みにおいて確

保されるものであることにかんがみ、個人情報保護法が完全施行される平成17年4月1日に向け、安全管理措置や苦情処理対応の充実、各種手続きの整備等、個人情報取扱いの適正性確保に向けた準備を進めること

(2) 個人情報の本人となる個人

関係事業者からなされる情報の開示等や個人情報保護法が新設した本人関与の手続き等を活用し、個人情報を取得させることのリスクを認識しつつ、必要に応じて、自衛的な方策を講じていくこと

(3) 総務省

(1)の関係事業者の措置や、(2)の個人の自衛的な方策を補助・支援する見地から、次のような措置を講じていくこと

関係事業者が講ずべき具体的措置等の明示、個人情報に関する本人関与に関する指針の策定及びその趣旨等の説明

関係事業者が講ずべき具体的安全管理措置、個人情報の開示要求時及び苦情問い合わせ時における対応の手続きの例示

個人情報の適正な取扱いの確保にむけて期待される事業者団体の役割に関する措置

上記の事項に関し、必要に応じ行う放送関係法令等による対応

その他、他分野における取組状況その他を勘案して講じる措置

これまでの検討を踏まえた総務省の取組み

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(平成16年8月31日総務省告示第696号)の策定・公表

個人情報保護法及び関係法令の具体化を図り、放送分野の特性を踏まえた個人情報保護の実効性を確保するための事項を指針として規定。関係事業者、関係団体へ通知。

総務省HP「情報通信行政の最新トピックス(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/040831_1.html)」にて公表。

「放送関係個人情報保護連絡会」の設置(平成16年9月7日第1回会合)

具体的な安全管理措置の検討・実施、基本方針の策定、苦情処理体制の整備等の取組みを

行う放送事業者等との相互間で情報・知識の共有化を図るとともに、可能な場合には作業の共同化を図り、個々の事業者の取組みの効率化及び放送分野全般に亘って実効性ある対応を確保し、視聴者の信頼の下での放送の健全な発達に資することを目的。

「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方」(平成16年8月13日放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会)において、継続検討とされた事項について、「個人情報の保護に関する法律」の全面施行(平成17年4月1日)に向けて措置予定

- ・ 安全管理措置及び事業者における各種手続の具体例の提示(上記連絡会を活用)
- ・ 事業者団体等に期待される役割に関する措置
- ・ 放送関係法令等による対応(標準契約約款、審査基準の見直し等)
- ・ その他

・
「放送受信者等の個人情報
の保護に関する指針」及
び事業者等において求
められる対応について

指針を策定する上で配慮した放送分野の特性

1 取り扱われる個人情報の量の膨大性

- ・放送法に基づく放送の普及
- ・受信機の設置者における受信契約締結の義務（NHKの受信契約者の個人情報、受信契約未締結者の個人情報）
- ・契約を伴う放送サービス、双方向サービスの拡大（契約者・双方向サービス登録者等の個人情報）

2 国民生活への高い浸透

- ・家庭や個人を含む国民への浸透度の高い放送との関連での取得（放送と連動する双方向サービス、テレビショッピングその他を通じた取得）
- ・受信機における高機能化とネットワークとの接続 家庭や個人を含む国民への浸透度の高いテレビ受信機における機能による取得（視聴者において大きく意識されることなく、ICカード等を経由して行われる取得等）

3 個人の嗜好・財産に個別的・直接的に関わる情報の取扱い

- ・個人の個別的な嗜好に関わる情報・・・視聴履歴等
- ・個人の財産に直接的に関わる情報・・・口座番号、クレジットカード番号等

4 技術革新の急速な進展

- ・デジタル化をはじめとする技術革新の成果を活かした受信機の高機能化・多機能化
- ・情報通信技術の進展に伴う個人情報の安全を脅かす方法の高度化

報道・著述等に関しては、個人情報保護法第50条の規定により、個人情報取扱事業者の義務規定が適用除外。

放送分野の特性と求められる個人情報保護指針

取り扱われる個人情報の量の膨大性

具体的な措置を明示した指針

放送分野全般を視野に入れた指針

国民生活への高い浸透

放送関連サービスを包括した指針

個人情報取得の制限を盛り込んだ指針

個人の嗜好・財産に個別的・直接的に関わる情報の取扱い

特に慎重な取扱いを要すべき情報に留意した指針

技術革新の急速な進展

見直し規定を盛り込んだ指針

個人情報保護に関する法律等への対応

	個人情報保護に関する法律	個人情報保護に関する基本方針	放送受信者等の個人情報保護に関する指針
基本理念等	第3条	-	第3条
利用目的の特定	第15条第1項	-	第4条第1項～第3項
利用目的の変更の制限	第15条第2項	-	第4条第4項
利用目的外利用の制限	第16条	-	第5条・第6条・第19条 取得の範囲の制限、個人データの保存期間及び消去等。
適正な取得	第17条	-	第7条
取得に際しての利用目的の通知等	第18条	-	第8条
データ内容の正確性の確保	第19条	-	第9条
安全管理措置	第20条	6(1)	第10条～第14条・第16条 管理責任者の設置、安全管理規程の作成・見直し、出入り・アクセス用端末装置の利用・持出し・アクセス・視聴履歴等の管理、紛失・盗難等の防止、不正アクセス防御措置、委託先の選定等。
従業員の監督	第21条	-	第15条第1項
従業員の啓発	-	6(1)	第15条第2項 従業員の責任分担、個人データの適正な取扱い等。
委託先の監督	第22条	-	第17条第1項
委託契約による安全管理措置の確保	-	6(1)	第17条第2項 委託先の秘密保持、安全管理措置の内容、再委託先の選定基準の設定・適正な選定・監督、再委託契約の見直し等。
第三者提供の制限	第23条	-	第18条
保有個人データに関する事項の透明性確保	第24条第1項	-	第20条第1項
保有個人データの利用目的の通知	第24条第2項・第3項	-	第20条第2項・第3項
保有個人データの開示	第25条	-	第21条
保有個人データの内容の訂正等	第26条	-	第22条
保有個人データの利用停止等	第27条	-	第23条
保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明	第28条	-	第24条
保有個人データに関する開示等の手続	第29条	-	第25条
合理的な手数料の設定と徴収	第30条	-	第26条
苦情の処理	第31条第1項	-	第27条第1項
苦情処理体制の整備	第31条第2項	7(1)	第27条第2項
基本方針の策定及び公表	-	6(1)	第28条
漏えい等に関する事実等の公表等	-	6(1)	第29条
個別の情報の取扱い	-	2(3)	第2条第4号・第6条・第14条・第19条第2項
適用除外	第50条	-	第30条
経過措置	附則第2条～第5条	-	附則第2条～第5条
規程の見直し	-	2(3)	附則第6条

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の概要

目的及び定義（第1条～第2条）

目的（第1条）

個人情報の保護に関する法律の規定に基づき及びこれに基づく政府の基本方針にのっとり、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等の内容を明らかにすることにより、放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的とする。

定義（第2条）

放送：公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信

放送受信者等：放送の受信に関する契約を締結する者
 放送番組を視聴する者
 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者
 放送の受信、放送番組の視聴又はの発信若しくは受信に関し料金（放送法第32条第2項に規定する受信料を含む。）又は代金を払う者
 放送の受信、放送番組の視聴又はの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

受信者情報取扱事業者：放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者
 当該個人情報取扱事業者がその商品又は役務の提供について広告放送により広告をする者である場合には、当該広告放送をする者、当該広告放送をする者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）、当該広告放送をする者から直接放送受信者等の個人情報を取得する者、に限る。

視聴履歴：放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるもののうち、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるもの。

口座番号等：口座振替の方法により支払いをしている放送受信者等に係る預金口座又は貯金口座の口座番号、クレジットカード番号その他特定の放送受信者等の口座を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該口座番号、当該クレジットカード番号又は当該口座を識別することができることとなるものを含む。）であって、個人情報であるもの

適正な取扱い（第3条）

利用目的の特定	利用目的外の制限	適正な取得
正確性の確保	安全管理措置への配慮	本人の関与への配慮

受信者情報取扱事業者の義務等（第4条～第29条）

- 利用目的の特定（第4条第1項～第3項）
- 利用目的の変更の制限（第4条第4項）
- 利用目的外利用の制限（第5条第1項～第3項）
- 取得の範囲の制限（第6条第1項～第3項）
- 適正な取得（第7条）
- 取得に際しての利用目的の通知等（第8条第1項～第4項）
- データ内容の正確性の確保（第9条）
- 安全管理措置（第10条）
- 管理責任者（第11条）
- 安全管理規程（第12条）
- 取扱いの管理（第13条）
- 視聴履歴等の管理（第14条）
- 従業者の監督（第15条第1項）
- 従業者の啓発（第15条第2項）
- 委託先の選定（第16条）
- 委託先の監督（第17条第1項）
- 委託契約による安全管理措置の確保（第17条第2項）
- 第三者提供の制限（第18条第1項～第6項）
- 個人データの保存期間及び消去（第19条第1項～第4項）
- 保有個人データに関する事項の透明性確保（第20条第1項）
- 保有個人データの利用目的の通知（第20条第2項・第3項）
- 保有個人データの開示（第21条第1項～第3項）
- 保有個人データの内容の訂正等（第22条第1項・第2項）
- 保有個人データの利用停止等（第23条第1項～第3項）
- 保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明（第24条）
- 保有個人データに関する開示等の手続（第25条第1項～第5項）
- 合理的な手数料の設定と徴収（第26条第1項・第2項）
- 苦情の処理（第27条第1項）
- 苦情処理体制の整備（第27条第2項）
- 基本方針の策定及び公表（第28条）
- 漏えい等に関する事実等の公表等（第29条第1項～第4項）

個人情報に関する規定
(苦情の処理に関するものは除く。)

個人データに関する規定

保有個人データに関する規定

個人情報の苦情処理に関する規定

その他の規定

雑則（第30条）

- 個人情報保護法第50条に係る適用除外（第30条）

附則（附則第1条～第6条）

- 個人情報保護法第4章の施行日（平成17年4月1日）から施行（附則第1条）
- 本人の同意や本人への通知等に係る経過措置（附則第2条～第5条）
- 施行後1年を目途とした見直しの検討（附則第6条）

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の概要

1 目的(第1条)

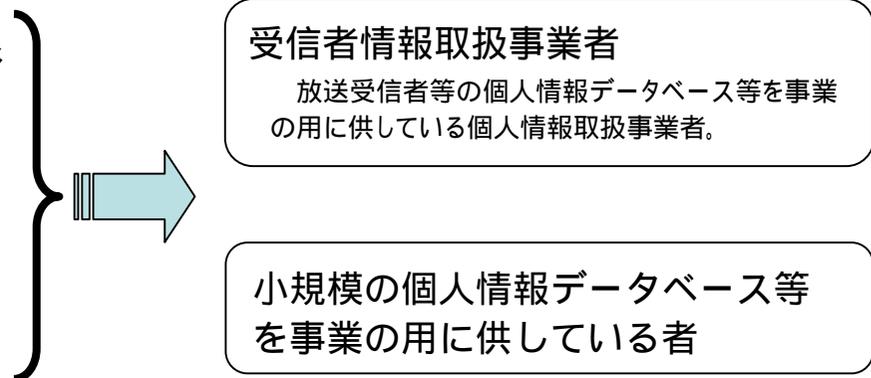
放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等の内容を明らかにすることにより、

- (1) 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること
 - (2) 放送の健全な発達に寄与すること
- を目的とする。

2 基本的な配慮事項(第3条)

次に掲げるところに従って、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

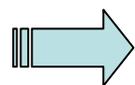
- (1) 利用目的の特定と利用目的外利用の制限
- (2) 適正な取得
- (3) 正確性の確保
- (4) 安全管理措置への配慮
- (5) 本人の関与への配慮



「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」の概要

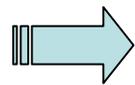
3 受信者情報取扱事業者の義務等(第4条～第29条)

- (1) 個人情報の取扱いについての規定(苦情処理関係を除く。)(第4条～第8条)
- (2) 個人データの取扱いについての規定(第9条～第19条)
- (3) 保有個人データの取扱いについての規定(第20条～第26条)
- (4) 個人情報の苦情処理についての規定(第27条)
- (5) 基本方針の策定及び公表についての規定(第28条)
- (6) 漏洩等に関する事実等の公表等についての規定(第29条)



個人情報保護法第4章の規定の施行に必要な限度において、次の措置が行われる場合がある。

- ・総務大臣の報告徴収(個人情報保護法第32条)
- ・総務大臣の助言(個人情報保護法第33条)



違反があった場合に次の処分等の対象となり得る規定がある。

- ・総務大臣の勧告(個人情報保護法第34条第1項)
- ・総務大臣の命令(個人情報保護法第34条第2項又は第3項)

4 その他(第30条・附則第1条～第6条)

- (1) 報道・著述目的等の適用除外についての規定(第30条)
- (2) 施行期日(平成17年4月1日)についての規定(附則第1条)
- (3) 経過措置についての規定(附則第2条～第5条)
- (4) 施行後一年を目途とした指針の見直しの検討等についての規定(附則第6条)

個人情報保護に関する法律における適用除外規定

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号) (抜粋)

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

目的（第1条）

（目的）

第一条 この指針は、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき及びこれに基づく政府の基本方針にのっとり、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等の内容を明らかにすることにより、放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的とする。

趣旨

本指針の目的について規定。

本指針の目的については、

個人情報保護法が目的とする「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」

放送法等の目的に照らして重要な放送の「健全な発達」に寄与することを基本。

本指針の位置づけについては、

放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関して、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき義務等の内容を明確にするもの

である旨明示。

明確にされる義務等の内容については、

個人情報保護法第3条の規定に定める基本理念

同法第4章第1節の各条の規定に定める個人情報取扱事業者の遵守すべき義務

個人情報の保護に関する基本方針において決定された個人情報取扱事業者の講ずべき措置に沿ったものとして、放送分野における固有の事情に即して、具体的に示し、慎重かつ適正な個人

情報の取扱いを確保。

参照条文

個人情報保護法第1条、放送法第1条、有線テレビジョン放送法第1条、電気通信役務利用放送法第1条

定義（第2条） - 1

（定義）

第二条 この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものと

する。

一 「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。

二 「放送受信者等」とは、次に掲げる者をいう。

イ 放送の受信に関する契約を締結する者

ロ 放送番組を視聴する者

ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法（昭和二十五年法律第一百三十二号。）第三十二条第二項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者

ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

三 「受信者情報取扱事業者」とは、放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者をいう。ただし、当該個人情報取扱事業者がその商品又は役務の提供について広告放送に

より広告する者である場合には、次に掲げる者に限る。

イ 当該広告放送をする者

ロ 当該広告放送をする者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）

ハ 当該広告放送をする者から直接放送受信者等の個人情報を取得する者

四 「視聴履歴」とは、放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並

びに当該放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る。

五 「口座番号等」とは、口座振替の方法により支払いをしている放送受信者等に係る預金口座又は貯金口

座の口座番号、クレジットカード番号その他特定の放送受信者等の口座を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該口座番号、当該クレジットカード番号又は当該口座

を識別することができることとなるものを含む。）であって、個人情報であるものをいう。

定義（第2条） - 2

趣旨

本指針において使用する用語の定義について規定。

個人情報保護法において使用する用語の例によるものについては、

「個人情報」：「生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」（個人情報保護法第2条第1項）

「個人情報データベース等」：「個人情報の集合物」であつて、コンピュータによって検索処理できるようにしたもの及び手作業で検索処理できるようにしたものの双方
（個人情報保護法第2条第1項、個人情報保護法施行令第1条）

「個人情報取扱事業者」：「個人情報データベース等を事業の用に供している者」であつて、そのうち、「国の機関」、「地方公共団体」、「独立行政法人等」、「地方独立行政法人」、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される個人の数が過去6月以内の日
に5千を超えない者を除くもの
（個人情報保護法第2条第3項、個人情報保護法施行令第2条）

「個人データ」：「個人情報データベース等を構成する個人情報」
（個人情報保護法第2条第4項）

「保有個人データ」：個人情報取扱事業者の開示、内容の訂正等の権限がある個人データであつて、そのうち、その存否が明らかにされること自体が公益その他の利益を害することになるものと6月以内に消去することとなるものを除くもの

定義（第2条） - 3

個人情報保護法において使用する用語の例によるものの他に本指針で使用する用語については、

「放送」：「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信」

- 【例】
- ・放送法第2条第1号に規定する「放送」
 - ・有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する「有線テレビジョン放送」
 - ・有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する「有線ラジオ放送」
 - ・電気通信役務利用放送法第2条第1項に規定する「電気通信役務利用放送」

「放送受信者等」：次の5類型のいずれかに該当する者

放送の受信に関する契約を締結する者

その者が当該契約に基づき放送番組を実際に視聴しているか否か、当該契約に基づい

て受信料や有料放送サービスの料金の支払いをしているか否かを問わず、この類型に属する

- 【例】
- ・放送法第32条に規定するNHKとの受信契約を締結する者
 - ・放送法第52条の4に規定する有料放送に係る契約を締結する者
 - ・有線テレビジョン放送法第13条第1項に規定するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信の役務について定める契約約款に基づく契約を締結する者
 - ・有線テレビジョン放送法第15条に規定する有線テレビジョン放送の役務について定める契約

約款に基づく契約を締結する者

- ・電気通信役務利用放送法第13条に規定する有料の電気通信役務利用放送について定める契約約款に基づく契約を締結する者

定義（第2条） - 4

放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者
放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報をやりとりしたり、それにより放送局等の提供する各種サービスの提供を受けたりする者がこの類型に属する

【例】・テレビ受信機に内蔵された情報入力・通信機能を使って情報を入力・送信することにより提供

- が受けられるいわゆる双方向サービスの利用者
- ・電話やインターネット接続サービスを使って情報を発信することにより提供が受けられる放送番組の視聴に伴う商品の販売等を行ういわゆるテレビショッピングサービスの利用者

放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第32条

第2項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者

放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して支払いを求められる金銭について、支払いを行う者がこの類型に属する

- 【例】・NHKの受信料の支払名義人
- ・有料放送サービスの料金の支払名義人
 - ・双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払いが求められる代金の支払名義人

放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要

な準備行為を含む。）の対象となる者

例えば、放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、電気通信役務利用放送事業者、プラットフォーム事業者、双方向サービス提供事業者、テレビショッピングサービス提供事業者といった事業者が、放送の受信・視聴を行わせたり、これに関する契約を締結させたり、サービス提供のための登録を行わせるために、勧誘を行ったり、勧誘の対象となるかどうかの調査等を行ったりする際に、それらの対象となる者は、実際に放送の受信・視聴を行うか、或いは実際に上記の契約を締結するか否かを問わず、 40

定義（第2条） - 5

「受信者情報取扱事業者」：「放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者」

- 【例】
- ・自らの放送サービスの契約締結等に直接的に供している個人情報取扱事業者
 - ・放送事業者から顧客対応等を受託して行ういわゆるプラットフォーム事業の用に供している個人情報取扱事業者
 - ・多数のケーブルテレビ事業者を持株会社方式により統括するいわゆるM S O等が各ケーブルテレビ事業者との契約に基づいて行う顧客管理事業の用に供している個人情報取扱事業者
 - ・双方向サービス会員向けの各種事業の用に供している個人情報取扱事業者
 - ・放送事業者やその親会社の行うテレビショッピングサービス事業の用に供している個人情報取扱事業者
 - ・調査会社が行う視聴率等の調査の事業の用に供している個人情報取扱事業者

「当該個人情報取扱事業者がその商品又は役務の提供について広告放送により広告する

者である場合には、次に掲げる者に限る」

専ら商品販売や役務提供を行うためにする広告放送による広告を媒介として、個人情報を取得する場合については、指針の対象外。

【例】・CMの sponsor

しかしながら、以上の場合であっても、以下の場合については、指針の対象。

当該広告放送をする者

当該広告放送をする者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）

当該広告放送をする者から直接放送受信者等の個人情報を取得する者

【例】・放送事業者として、広告放送により広告する sponsor

・放送事業者として広告放送をする者の親会社として、当該広告放送により広告する sponsor

・放送事業者として広告放送をする者を介して、放送受信者等の個人情報を取得するス41

定義（第2条） - 6

「視聴履歴」：「放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるもの」

何チャンネルの放送番組を視聴したという情報のみの場合については、対象外。
視聴の開始の日時及び終了の日時に関する情報と照合することによって、具体的な個別の視聴の対象が特定できる場合については、対象。

【例】・放送受信者等の同意を得ることなく個人情報を取得することが可能であり、視聴の開始の日時及び終了の日時に関する情報と照合することによって、具体的な個別の視聴の対象が特定できるペーパービューの視聴に伴う個人情報

「ただし、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに
限る」

受信機等に視聴者の視聴の記録が自動的に蓄積され、視聴者が発信した覚えのないうちに、また発信される情報の内容を個別に確認することができない状態で、本人の同意なしに放送事業者がその情報を取得する場合については、対象。

【例】・本人の同意を得ないで取得することが技術的に可能な、デジタル放送受信装置におけるN-V-R-A-M（不揮発性メモリ）に蓄積された視聴履歴

しかしながら、その後の取扱いにおいて本人の権利利益の保護が十分に図られれば、その有効な活用によって視聴者へのサービス向上等も可能となると考えられるため、

個人情報を発信する目的や発信する情報の内容が客観的に明らかな状況において、視聴者自らがボタンの操作等により一つ一つ内容や発信の意図を確認できる場合については、対象外。

【例】・「懸賞への応募」や「クイズへの回答」等、放送番組の視聴に伴う双方向機能を活用した視聴者からの放送事業者への応答

定義（第2条） - 7

「口座番号等」：「口座振替の方法により支払いをしている放送受信者等に係る預金口座又は貯金口座の口座番号、クレジットカード番号その他特定の放送受信者等の口座を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該口座番号、当該クレジットカード番号又は当該口座を識別することができることとなるものを含む。）であって、個人情報であるもの」

適正な取扱い（第3条）

（適正な取扱い）

- 第三条 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）は、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、次に掲げるところに従って、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。
- 一 放送受信者等の個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われること。
 - 二 放送受信者等の個人情報は、不正の手段で取得されないこと。
 - 三 放送受信者等の個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれること。
 - 四 放送受信者等の個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されること。
 - 五 ~~放送受信者等の個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されること。~~

趣旨

放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関して、その一般的な努力義務について規定。

一般的な努力義務の対象となる者については、「放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している者」として、

受信者情報取扱事業者

小規模の個人情報データベース等を事業の用に供している者（小規模事業者）

が対象。

個人情報保護法第3条の規定が個人情報の取扱いについての基本理念として求める個人情報の

適正取扱いを、上記対象者について求められる基本的な配慮事項として、

利用目的の特定と利用目的外利用の制限

安全管理措置への配慮

適正な取得

本人の関与への配慮。

正確性の確保

参照条文

の5つに具体化
個人情報保護法第3条

受信者情報取扱事業者の義務等（第4条～第29条）

個人情報に関する規定（苦情の処理に関するものは除く。）

- ・利用目的の特定（第4条第1項～第3項）
- ・利用目的の変更の制限（第4条第4項）
- ・利用目的外利用の制限（第5条第1項～第3項）
- ・取得の範囲の制限（第6条第1項～第3項）
- ・適正な取得（第7条）
- ・取得に際しての利用目的の通知等（第8条第1項～第4項）

個人データに関する規定

- ・データ内容の正確性の確保（第9条）
- ・安全管理措置（第10条）
- ・管理責任者（第11条）
- ・安全管理規程（第12条）
- ・取扱いの管理（第13条）
- ・視聴履歴等の管理（第14条）
- ・従業者の監督（第15条第1項）
- ・従業者の啓発（第15条第2項）
- ・委託先の選定（第16条）
- ・委託先の監督（第17条第1項）
- ・委託契約による安全管理措置の確保（第17条第2項）
- ・第三者提供の制限（第18条第1項～第6項）
- ・個人データの保存期間の消去（第19条第1項～第4項）

保有個人データに関する規定

- ・保有個人データに関する事項の透明性確保（第20条第1項）
- ・保有個人データの利用目的の通知（第20条第2項・第3項）
- ・保有個人データの開示（第21条第1項～第3項）
- ・保有個人データの内容の訂正等（第22条第1項・第2項）
- ・保有個人データの利用停止等（第23条第1項～第3項）
- ・保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明（第24条）
- ・保有個人データに関する開示等の手続（第25条第1項～第5項）
- ・合理的な手数料の設定と徴収（第26条第1項・第2項）

個人情報の苦情処理に関する規定

- ・苦情の処理（第27条第1項）
- ・苦情処理体制の整備（第27条第2項）

その他の規定

- ・基本方針の策定及び公表（第28条）
- ・漏えい等に関する事実等の公表等（第29条第1項～第4項）

総務大臣の取り得る措置

個人情報保護法第4章の規定の施行に必要な限度において、次の措置が行われる場合がある。

- ・報告の徴収（個人情報保護法第32条）
- ・助言（個人情報保護法第33条）

以下の規定については、違反があった場合に次の措置が行われる場合がある。

- ・勧告（個人情報保護法第34条第1項）
- ・間接命令（個人情報保護法第34条第2項）
- ・直接命令（個人情報保護法第34条第3項）

規定	勧告	間接命令	直接命令
第5条第1項、第2項			
第7条			
第8条第1項、第2項、第3項			-
第10条			
第11条			
第12条第1項、第2項			
第13条			
第14条第1項、第2項			
第15条第1項			
第16条			
第17条第1項、第2項			
第18条第1項			
第18条第3項			-
第18条第6項			-
第20条第1項、第2項、第3項			-
第21条第1項、第2項			-
第22条第1項、第2項			-
第23条第1項、第2項、第3項			-
第26条第2項			-

：勧告・命令の対象となり得るもの

：対応が甚しく杜撰な場合に、勧告・命令の対象とすることについて考慮されるもの

利用目的の特定（第4条第1項～第3項） - 1

（利用目的の特定）

- 第四条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者のすべての氏名若しくは名称の表示、当該第三者のすべてのみが行う業務の種類を表示又はその他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。
 - 3 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定により複数の事業の用に供することを利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該複数の事業の各々の内容をできる限り具体的に特定しなければならない。
 - 4 （略）

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的を具体的に

に特定しなければならない旨を規定。【第1項】

- 【例】
- ・有料放送サービスの料金の収納
 - ・データ放送サービスに関する情報の提供

受信者情報取扱事業者が、第三者へ提供することを放送受信者等の個人情報の利用目的とする場合には、その利用目的において、その第三者の範囲をできる限り明確にしなければならない旨を確認的に規定。【第2項】

- 【例】
- ・第三者の全ての氏名又は名称を個別列挙する方法
 - ・第三者のすべてのみが行う業務の種類を表示する方法
 - ・「全てのBSデジタル放送事業者」等、客観的にその第三者の範囲の外延が可能な限り、具体的・個別に特定できる方法

利用目的の特定（第4条第1項～第3項） - 2

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を、複数の事業の用に供する場合には、その各々の事業の内容について、利用目的の中でできる限り特定して挙げなければならない旨を確認的に規定。【第3項】

【例】・インターネット接続サービス
・通信販売サービス

指針第5条の規定において放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たりその利用目的外の利用を原則的に禁止することとしている前提として、まず利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない旨を規定。

利用目的の変更の制限（第4条第4項）

（利用目的の特定）

第四条（略）

2・3（略）

4 受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たり、第1項～第3項において具体的に特定すべきものとされた利用目的を変更する場合にも、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内でなければならない旨を規定。

第1項～第3項で特定すべきものとされた利用目的を無制限に変更できるものとする、同項の趣旨及び第5条の規定において放送受信者等の個人情報の利用目的外の利用を原則的に禁止している意義を損ねることになるために規定。

参照条文

個人情報保護法第15条第2項

利用目的外利用の制限（第5条第1項～第3項） - 1

（利用目的による制限）

- 第五条 受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の受信者情報取扱事業者から事業を承継することに伴って放送受信者等の個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たり、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで利用目的外利用を行ってはならない旨規定。
個人情報の取扱いの範囲を利用目的達成に必要な範囲にとどめることによって、個人情報保護の実効性を確保。

第1項又は第2項の規定に違反した場合には、
____個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
____個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
____個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

利用目的外利用の制限（第5条第1項～第3項） - 2

例外的に利用目的外利用が許される場合については、
「法令に基づく場合」

- 【例】・個人情報保護法第32法の規定に基づく総務大臣の報告徴収に応じる場合
- ・放送法第53条の8の規定に基づく総務大臣の求めに応じて業務関係資料を提出する場合
- ・刑事訴訟法第197条第1項の規定に基づく取調に応じる場合

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」

- 【例】・人の生命又は法人の財産に関して脅迫を行う者の個人データを、その生命や財産の保護のためにセンサーや関係事業者に提供する場合

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」

- 【例】・疫学上の調査や、児童について懸念のある事象への対応のために、社会的連携が特に必要であって、あらかじめ本人の同意を得ることが困難な場合
- ・児童がどのような放送番組を視聴していたかといった情報が、直ちにこれによって、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的外に利用され得る訳ではなく、これによって推進される児童の健全な育成の内容が明確で特に必要性の高いものであり、なおかつあらかじめ本人の同意を得ることが困難である場合

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」

- 【例】・行政指導などのために任意で行われる調査に応じる場合であって、あらかじめ本人の同意を得ることが本人の数が多いために困難であったり、国等の事務の性質上あらかじめ本人の同意を得ようとするのが当該事務の遂行を困難にするような場合

を規定。

参照条文

個人情報保護法第16条

取得の範囲の制限（第6条第1項～第3項）

（取得の範囲の制限）

第六条 受信者情報取扱事業者は、その事業に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取得しないよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、放送の受信、放送番組の視聴若しくは放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金若しくは代金の支払いを求める目的又は統計の作成の目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取得しないよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払いを求める目的のために必要な範囲を超えて、口座番号等を取得しないよう努めなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報の取得を、その事業に必要な範囲内で行うよう努めなければならない旨規定。【第1項】

「視聴履歴」については、

放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して支払いを要する料金又は代金の支払いを求める目的

統計を作成する目的

のために必要な範囲を超えて取得しないよう努めなければならない旨規定。【第2項】

「口座番号等」については、

放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して支払

いを要する料金又は代金の支払いを求める目的

のために必要な範囲を超えて取得しないよう努めなければならない旨規定。【第3項】

個人情報保護法においては、直接明示する規定がないが、事業に不必要な放送受信者等の個人情報の取得を行わないようにすることで、第5条の規定が禁止するような利用目的外利用に直結しかねない事態を回避し、又、第三者提供や個人情報の漏えい等を通じて放送受信者等の権利利益が害される危険性が不必要に増大することを回避。

参照条文

個人情報保護法第16条

適正な取得（第7条）

（適正な取得）

第七条 受信者情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により放送受信者等の個人情報を取得してはならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取得する際に、偽りその他不正の手段によることを禁止する旨規定。

放送受信者等の個人情報は、放送受信者等の権利利益に関わる情報であるため、その取得の手段において適正性を確保することで、放送受信者等の権利利益が侵害されることを回避。

規定に違反した場合には、

個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

参照条文

個人情報保護法第17条

取得に際しての利用目的の通知等（第8条第1項～第4項） - 1

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第八条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

趣旨

受信者情報取扱事業者による利用目的の本人への通知等に関する原則について規定。

一般的な放送受信者等の個人情報の取得に際しての扱い（第2項の場合は、これに含まれない。）について、原則として、受信者情報取扱事業者は、

取得の前に利用目的を公表すること

取得後、速やかに、利用目的を本人に通知すること

取得後、速やかに、利用目的を公表すること

のいずれかの措置を執らなければならない旨規定。【第1項】

取得に際しての利用目的の通知等（第8条第1項～第4項） - 2

放送受信者等の個人情報書面（電子的・磁気的方式によるものを含む。）で直接的に取得される場合については、第1項の規定にかかわらず、原則として、受信者情報取扱事業者は、取得前に、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない旨規定。【第2項】

- 【例】
- ・放送法第32条に規定するNHKとの受信契約の締結
 - ・放送法第52条の4に規定する有料放送に係る契約の締結
 - ・有線テレビジョン放送法第13条第1項に規定するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信の役務について定める契約約款に基づく契約の締結
 - ・有線テレビジョン放送法第15条に規定する有線テレビジョン放送の役務について定める契約約款に基づく契約の締結
 - ・電気通信役務利用放送法第13条に規定する有料の電気通信役務利用放送について定める契約約款に基づく契約の締結
 - ・ホームページの画面での書き込み

利用目的の変更に際しても、原則として、変更された利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない旨規定。【第3項】

利用目的を「通知」する方法

- 【例】
- ・書面の手交
 - ・口頭による説明
 - ・郵便
 - ・電話
 - ・電子メール

利用目的を「公表」する方法

- 【例】
- ・インターネット上での公表
 - ・事業者窓口等への書面の掲示

取得に際しての利用目的の通知等（第8条第1項～第4項） - 3

例外的に、利用目的の本人への通知等に関する原則が適用されない場合については、

「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」

- 【例】
- ・本人の病名についての情報等、これを本人が知ることによってその心身の状況を悪化させるような情報が含まれる場合
 - ・第三者の営業上の秘密に亘る情報が含まれる場合

「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」

- 【例】
- ・受信者情報取扱事業者の営業上の秘密に亘る情報が含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合
 - ・受信者情報取扱事業者の安全管理体制に係る情報が含まれており、これが知られると安全管理に著しい支障が生じる場合

「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」

- 【例】
- ・捜査機関が行う捜査の遂行に、放送受信者等の個人情報の提供を受けて協力をする場合であって、その利用目的が当該放送受信者等に知られることが、捜査機関の提供の支障となるような場合

「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」

- 【例】
- ・有料放送サービスの加入申込みに際して当該サービス提供事業者から氏名等が提供される場合で、その氏名等が当該サービスの料金収納に利用されることが明らかな場合

を規定。

取得に際しての利用目的の通知等（第8条第1項～第4項） - 4

受信者情報取扱事業者が放送受信者等の個人情報の利用目的について対外的に明らかにすることにより、本人がこれに対応する契機を確保。

第1項、第2項又は第3項の規定に違反した場合については、
個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

データ内容の正確性の確保（第9条）

（データ内容の正確性の確保）

第九条 受信者情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、放送受信者等の個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの内容を正確かつ最新のものに保つよう努めなければならない旨規定。

個人情報が不正確なままに利用されることで本人の権利利益が侵害されるというような事態が生じることを回避。

参照条文

個人情報保護法第19条

安全管理措置（第10条～第14条） - 1

（安全管理措置）

第十条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨規定。

安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じることを回避。

規定に違反した場合には、

____ 個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

____ 個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

____ 個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

参照条文等

個人情報保護法第20条、個人情報保護基本方針6（1）

安全管理措置（第10条～第14条） - 2

（管理責任者）

第十一条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者を置かなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について、第10条を具体化したものとして規定。

受信者情報取扱事業者が、その組織内に放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者を置かなければならない旨規定。

第12条から第17条に規定する具体的な安全管理に関する事項に関して行われる管理について、責任体制を確保。

安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じることを回避。

規定に違反した場合には、

____ 個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

____ 個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

____ 個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

参照条文等

個人情報保護法第20条、個人情報保護基本方針6（1）

安全管理措置（第10条～第14条） - 3

（安全管理規程）

第十二条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を作成しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、前項の安全管理規程について、見直しを行わなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について、第10条を具体化したものとして規定。

受信者情報取扱事業者が、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を定めなければならない旨規定。【第1項】

受信者情報取扱事業者が、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、安全管理規程について見直しを行わなければならない旨規定。【第2項】

組織内において安全管理のために具体的に何をやればよくて何をやってはいけないかが明示され、更に、社会経済情勢の変化に応じて予想される情報取扱方法の変化や不正アクセス等の態様の変化等にも柔軟に対処していけるように、規程を定期的に見直し、安全管理の十全性を確保。

安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じることを回避。

規定に違反した場合には、

個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

参照条文等

個人情報保護法第20条、個人情報保護基本方針6（1）

安全管理措置（第10条～第14条） - 4

（取扱いの管理）

第十三条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人データの取扱いの管理に関して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放送受信者等の個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む。）
- 二 放送受信者等の個人データ（個人情報データベース（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この条において同じ。）を構成するものに限る。）に係るアクセス（電子計算機を作動させ、情報の利用をし得る状態にさせることをいう。以下この条において同じ。）を行うための電子計算機の利用の管理
- 三 前二号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理（当該持出しの方法の限定を含む。）
- 四 放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係るアクセスの管理（当該アクセスを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定、当該アクセスを行おうとする者が当該権限を有する者であることの確認及び当該アクセスの記録の保管を含む。）
- 五 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するために必要な措置
- 六 放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について、第10条を具体化したものとして規定。

放送受信者等の個人データの管理において、具体的に求められる措置については、
「放送受信者等の個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む。）」

- 【例】サーバ、磁気テープ、磁気ディスク、プリントアウト等の個人データを記録する物を保管する場所への出入りについて、
- ・入退室者の記録
 - ・モニターカメラによる監視
 - ・出入りができる鍵を与える者の限定

安全管理措置（第10条～第14条） - 5

「放送受信者等の個人データ（個人情報データベース（個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この条において同じ。）を構成するものに限る。）に係るアクセス（電子計算機を作動させ、情報の利用をし得る状態にさせることをいう。以下この条において同じ。）を行

うための電子計算機の利用の管理」

【例】個人データへのアクセスを行う端末装置の利用について、

- ・ 公衆の出入りする場所に設置せず、責任者あるいはその意を受けた者の監視下に常に置く等、第三者が容易に操作したり、持ち去ったりすることができないような措置

「前二号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理（当該持出しの方法の限定

を含む。）」

【例】個人データを記録する物を保管する場所から当該物を持ち出すことについて、

- ・ 持出し自体の禁止
- ・ 個人データを記録するハードディスクを収めたコンピュータを譲渡する際におけるそのハードディスクの破棄
- ・ メールへの添付や記憶媒体への複写の禁止

「放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係るアクセスの管理（当該アクセスを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定、当該アクセスを行おうとする者が当該権限を有する者であることの確認及び当該アクセスの記録の保管を含む。）」

個人データへのアクセスについて、

- 1) アクセスができる権限を付与される者を限定すること
- 2) 適切に更新されたパスワードによる認証や生体認証といったような方法等を用いて、アクセスをしようとする者が現にアクセス権限が付与されている者であることを確認

する認証を行うこと

- 3) 実際に行われたアクセスが記録されたログを保管すること

安全管理措置（第10条～第14条） - 6

「放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するために必要な措置」

「放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置」

【例】・不正なアクセスを検出・遮断する機能を持つソフトウェア・ハードウェアを組み込んだシステムの設定

安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じることを回避。

規定に違反した場合には、

個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

安全管理措置（第10条～第14条） - 7

（視聴履歴等の管理）

第十四条 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）又は口座番号等（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）の記録された物を郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第二項に規定する信書便をいう。）によって発送する場合には、当該物を封入する方法その他の当該物が送達されるまでの間当該視聴履歴又は口座番号等を見ることができないようにする方法により行うよう

努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等を電気通信回線設備を用いて発信しようとする場合には、暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により行うよう努めなければならない。ただし、当該発信の場所と当該視聴履歴又は当該口座番号等の着信の場所との

~~間を接続するすべての電気通信回線設備が特定の者に専用されるものであるときは、この限りでない。~~

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について、第10条を具体化したものとして規定。

その漏えい等が放送の視聴者に大きな権利利益侵害をもたらしかねない、視聴履歴（放送の視聴者が視聴した放送の内容を特定することができる個人データ）及び預金口座・貯金口座の口座番号、クレジットカード番号等（放送受信者等の口座を特定することができる個人データ）の管理方法については、

郵便又は信書便により発送する場合には、個人データを記録する物を封入する（外部から識別できないように、例えば、封筒に収めたり、シールを貼付したりする）等の方法

公衆網により伝送する場合には、暗号化する等の方法

により、これらを建物等の外に送るに際して、個人データの内容を第三者が見ることができないように行うよう努めなければならない旨規定。

安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じることを回避。

安全管理措置（第10条～第14条） - 8

規定に違反した場合については、対応が甚だしく杜撰な場合に、
個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象とすることについて考慮。

従業者の監督（第15条第1項）

（従業者の監督）

第十五条 受信者情報取扱事業者は、その従業者に放送受信者等の個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 （略）

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない旨、第10条を具体化したものとして規定。

適切な安全管理措置を、従業者の監督の面から確保。

従業者については、受信者情報取扱事業者の組織内において事業主の指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者であり、当該事業者との雇用関係の有無は無関係。

- 【例】
- ・ 常勤の従業者
 - ・ 非常勤の従業者
 - ・ 派遣による従業者

規定に違反した場合については、
個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

参照条文

個人情報保護法第21条

従業者の啓発（第15条第2項）

（従業者の監督）

第十五条（略）

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、その従業者に対し、個人データの取扱いに係る従業者間の責任の分担及び放送受信者等の個人データの適正な取扱いについて、当該個人データの安全管理が図られるために必要な研修その他の啓発を行うよう努めなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、従業者を監督するに当たり、受業者に対し、
個人データの取扱いに係る従業者間の責任の分担
放送受信者等の個人データの適正な取扱い
について、必要な研修その他の啓発を行うよう努めなければならない旨、第10条を具体化したものとして規定。

【例】・従業者が放送受信者等の個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らさないことを確保するためのもの（秘密保持契約についてのもの等）

適切な安全管理措置を確保するための従業者の監督を行うため、研修その他の啓発を行うことが重要。

参照条文等

個人情報保護法第21条、個人情報保護基本方針6（1）

委託先の選定（第16条）

（委託先の選定）

第十六条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、委託先を選定しなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの取扱いについて委託を行う場合について

は、

その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から選定するための基準の策定

当該基準に従った委託先の選定

を行わなければならない旨、受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について、第10条を具体化したものとして規定。

適切な安全管理措置を、委託先の選定の面から確保。

規定に違反した場合については、

個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

参照条文

個人情報保護法第20条

委託先の監督（第17条第1項）

（委託先の監督）

第十七条 受信者情報取扱事業者は、前条の場合は、その取扱いを委託された放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（次項において単に「委託を受けた者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 （略）

趣旨

放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない旨、第10条を具体化したものとして規定。

適切な安全管理措置を、委託先の監督の面から確保。

規定に違反した場合については、

個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

参照条文

個人情報保護法第22条

委託契約による安全管理措置の確保（第17条第2項） - 1

（委託先の監督）

第十七条（略）

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託を受けた者との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について、見直しを行わなければならない。

一 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又はき損の防止のために講じる必要かつ適切な措置の内容

二 受信者情報取扱事業者及び委託を受けた者の責任に関する事項（委託を受けた者がその取扱いを委託さ

れた放送受信者等の個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を含む。）

三 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実に行うことができること認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、再委託先を選定する旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託先を監督するに当たり、委託先との契約において、

必要かつ適切な安全管理措置の内容

受信者情報取扱事業者及び委託先の責任に関する事項（委託先において秘密を漏えいしてはならない旨を含む。）

再委託に関する事項（委託先が基準に従って適正に再委託先の選定を行う旨、委託先が再委託先の必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）

を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施状況等を勘案しつつ、委託先との契約について見直すよう努めなければならない旨、第10条を具体化したものとして規定。

委託契約による安全管理措置の確保（第17条第2項） - 2

適切な安全管理措置を確保するための委託先の監督を行うためには、委託契約及びその定期的な見直しにより、安全管理措置、委託先との責任関係、再委託先の選定・監督について担保することが重要。

規定に違反した場合には、

____ 個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

____ 個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

____ 個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

第三者提供の制限（第18条） - 1

一 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 受信者情報取扱事業者は、第三者に提供される放送受信者等の個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目。

三 第三者への提供の手段又は方法。

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 受信者情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、

あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 受信者情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において放送受信者等の個人データの取扱いの

全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って放送受信者等の個人データが提供される場合

三 放送受信者等の個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して

利用される放送受信者等の個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 受信者情報取扱事業者は、前項第三号の場合には、同号の共同して利用する者の範囲を、当該共同して利

用する者のすべての氏名若しくは名称の表示、当該共同して利用する者のすべてのみが行う業務の種類を表示又はその他の客観的に当該共同して利用する者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限

第三者提供の制限（第18条） - 2

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データを第三者に提供するには、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がある旨規定。【第1項】

あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者・他者への提供が認められる例外的な場合について規定。【第1項各号・第2項～第6項】

他の法益を優先させるため、あらかじめ本人の同意を得る必要がある原則の例外となる場合については、

「法令に基づく場合」

- 【例】・個人情報保護法第32条の規定に基づく総務大臣の報告徴収に応じる場合
・放送法第53条の8の規定に基づく総務大臣の求めに応じて業務関係資料を提出する場合
・刑事訴訟法第197条第1項の規定に基づく取調に応じる場合

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」

- 【例】・人の生命又は法人の財産に関して脅迫を行う者の個人データを、その生命や財産の保護のためにスポンサーや関係事業者に提供する場合

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」

- 【例】・疫学上の調査や、児童について懸念のある事象への対応のために、社会的連携が特に必要であって、あらかじめ本人の同意を得ることが困難な場合
・児童がどのような放送番組を視聴していたかといった情報が、直ちにこれによって、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的外に利用され得る訳ではなく、これによって推進される児童の健全な育成の内容が明確で特に必要性の高いものであり、なおかつあらかじめ本人の同意を得ることが困難である場合

第三者提供の制限（第18条） - 3

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」

【例】・行政指導などのために任意で行われる調査に応じる場合であって、あらかじめ本人の同意を得ることが本人の数が多いために困難であったり、国等の事務の性質上あらかじめ本人の同意を得ようとするのが当該事務の遂行を困難にするような場合

の4つの場合を規定。【第1項各号】

あらかじめ本人の同意を得る必要がある原則の例外となる場合については、
「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することと
している場合」

「次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に

置いているとき（中略）

- 1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- 2) 第三者に提供される個人データの項目
- 3) 第三者への提供の手段又は方法
- 4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。」

のとおり本人の意思が反映され得るような条件が設定された場合について規定。【第2項】

このうち、「第三者に提供される個人データの項目」又は「第三者への提供の手段又は方法」を
変更する場合には、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければな

らない。【第3項】

第三者提供の制限（第18条） - 4

あらかじめ本人の同意を得る必要がある原則の例外となる場合については、

「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」

「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」

「放送受信者等の個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される放送受信者等の個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。」

の3つの場合については、個人情報取扱事業者として複数の者を一定的に見てよいものとし、個人データの提供を受ける者を、第三者に該当しないものと規定。【第4項】

このうち、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが求められている「共同して利用する者の範囲」については、客観的に当該共同利用者を特定できる方法による表示により、できる限り具体的に明らかにしなければならない旨規定。【第5項】

- 【例】
- ・共同利用者の全ての氏名又は名称を個別列挙する方法
 - ・共同利用者の全てのみが行う業務の種類を表示する方法
 - ・「全てのBSデジタル放送事業者」等、客観的にその共同利用者の範囲の外延が可能な限り、具体的・個別的に特定できる方法

また、「利用する者の利用目的」や「当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」を変更する場合については、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことで足りる旨規定。【第6項】

あらかじめ本人の同意を得る必要がある原則の例外となる場合における「通知」する方法

- 【例】
- ・書面の手交
 - ・口頭による説明
 - ・郵便
 - ・電話
 - ・電子メール

第三者提供の制限（第18条） - 5

あらかじめ本人の同意を得る必要がある原則の例外となる場合における「本人が容易に知り得る状態」に置くための方法

- 【例】
- ・ ホームページへの継続的な掲載
 - ・ 事務所の窓口への継続的な掲示
 - ・ 新聞・官報への継続的な掲載

放送受信者等の個人データの流通の範囲を制限することにより、本人の権利利益が侵害される機会が増えることを抑制。

第1項の規定に違反した場合には、
個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
個人情報保護法第34条第3項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

第3項の規定に違反した場合には、
個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

個人データの保存期間及び消去（第19条） - 1

（個人データの保存期間及び消去）

- 第十九条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの保存期間を定めるよう努めなければならない。
- 1 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等の保存期間を定める場合には、当該保存期間がそれぞれ第六条第二項又は第三項に規定する目的のために必要な最短の期間とするよう努めなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定により定めた保存期間が満了したときは、当該保存期間に係る個人データを消去するよう努めなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの保存期間を定めるよう努めなければならない旨規定。【第1項】

その漏えい等が放送の視聴者に大きな権利利益侵害をもたらしかねない、視聴履歴（放送の視聴者が視聴した放送の内容を特定することができる個人データ）及び預金口座・貯金口座の口座番号、クレジットカード番号等（放送受信者等の口座を特定することができる個人データ）については、これによって求める料金（受信料を含む。）又は代金の支払いや統計の作成（視聴履歴についてのみ。）について必要な最短の期間を保存期間とするよう努めなければならない旨規定。【第2項】

ここでいう料金や代金の支払いについて「**必要な最短の期間**」とは、視聴履歴や口座番号等により支払いを求める料金等債権の処理に要する期間や、関係する顧客との対応に要する期間を考慮する一方で、視聴履歴や口座番号等の漏えいがあった場合に本人の権利利益が害されるおそれについても併せて配意した上で、必要な限り最短の期間ということ。

放送受信者等の個人データの取得に際しての扱いについて、受信者情報取扱事業者は、
取得の前に保存期間を公表すること
取得後、速やかに、保存期間を本人に通知すること
取得後、速やかに、保存期間を公表すること
のいずれかの措置を執るよう努めなければならない旨規定。【第3項】

個人データの保存期間及び消去（第19条） - 2

保存期間を「通知」する方法

- 【例】
- ・ 書面の手交
 - ・ 口頭による説明
 - ・ 郵便
 - ・ 電話
 - ・ 電子メール

保存期間を「公表」する方法

- 【例】
- ・ インターネット上での公表
 - ・ 事業所窓口等への書面の掲示

定められた保存期間が満了したときは、その個人データを消去するよう努めなければならない旨規定。【第4項】

個人情報保護法においては直接的には対応する規定がないが、放送受信者等の個人情報が受信者情報取扱事業者によって必要以上に長期間保存されることがないようにすることにより、第5条の規定が禁止するような利用目的外利用に直結しかねない事態を回避し、又、第三者提供や個人情報の漏えい等が生じることで放送受信者等の権利利益が侵害される危険性が必要に増大することを回避。

保有個人データに関する事項の透明性確保（第20条第1項） - 1

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下この条において同じ。）に置かなければならない。

- 一 当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称
- 二 すべての放送受信者等の保有個人データの利用目的（第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
- 三 次項、次条第一項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十六條第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 四 当該受信者情報取扱事業者が行う放送受信者等の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 五 当該受信者情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2・3 （略）

趣旨

受信者情報取扱事業者は、保有個人データについては、

当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称

すべての放送受信者等の保有個人データの利用目的

放送受信者等の保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等の手続、手数料額

放送受信者等の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

当該受信者情報取扱事業者が対象となっている認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

の事項を本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置かなければならない旨規定。

このうち、 の事項については、

- 1) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」

【例】・本人の病名についての情報等、これを本人が知ることによってその心身の状況を悪化させるような情報が含まれる場合
・第三者の営業上の秘密に亘る情報が含まれる場合

保有個人データに関する事項の透明性確保（第20条第1項） - 2

- 2) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」

【例】・受信者情報取扱事業者の営業上の秘密に亘る情報が含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合
・受信者情報取扱事業者の安全管理体制に係る情報が含まれており、これが知られると安全管理に著しい支障が生じる場合

- 3) 「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」

【例】・捜査機関が行う捜査の遂行に、放送受信者等の個人情報の提供を受けて協力をする場合であって、その利用目的が当該放送受信者等に知られることが、捜査機関の提供の支障となるような場合

の3つの場合を除く旨規定。

保有個人データに関する事項を「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置くための方法

【例】・ホームページへの掲載
・事務所の窓口への掲示

放送受信者等の保有個人データに関して、受信者情報取扱事業者の名前や利用目的、本人からの各種の求め・苦情への対応の対外的に明確にすることで、受信者情報取扱事業者による取扱いの適正性を確保。

規定に違反した場合については、

個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

参照条文

個人情報保護法第24条第1項、個人情報保護法施行令第5条

保有個人データの利用目的の通知（第20条第2項・第3項） - 2

- 2) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」

【例】・受信者情報取扱事業者の営業上の秘密に亘る情報が含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合
・受信者情報取扱事業者の安全管理体制に係る情報が含まれており、これが知られると安全管理に著しい支障が生じる場合

- 3) 「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」

【例】・捜査機関が行う捜査の遂行に、放送受信者等の個人情報の提供を受けて協力をする場合であって、その利用目的が当該放送受信者等に知られることが、捜査機関の提供の支障となるような場合

の3つの場合を規定。

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データの利用目的の通知を求められた場合について、これを通知しない旨の決定をした場合については、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない旨規定。【第3項】

利用目的及び利用目的を通知しない旨を「通知」する方法

【例】・書面の手交
・口頭による説明
・郵便
・電話
・電子メール

本人が本人に関する保有個人データの利用停止等を求める上での実効性を確保するため、本人が本人に関する保有個人データの利用目的を個別に知り得るようにしようとする規定。

保有個人データの利用目的の通知（第20条第2項・第3項） - 3

第2項又は第3項の規定に違反した場合には、
個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

保有個人データの開示（第21条） - 1

（開示）

第二十一条 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される放送受信者等の保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示するこ

とにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データの開示を求められたときは、原則として、本人に対し、書面又は開示請求者が同意した方法により、遅滞なく、これを開示しなければならない旨規定。【第1項】

保有個人データの開示について、その全部又は一部を開示する必要がない例外的な場合については、

「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」

- 【例】
- ・ 本人の病名についての情報等、これを本人が知ることによってその心身の状況を悪化させるような情報が開示の求めがあった保有個人データに含まれる場合
 - ・ 第三者の営業上の秘密に亘る情報が開示の求めがあった保有個人データに含まれる場合

保有個人データの開示（第21条） - 2

「当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」

【例】・受信者情報取扱事業者の営業上の秘密に亘る情報が開示の求めのあった保有個人データに含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合

「他の法令に違反することとなる場合」

【例】・本人が行った通話の相手方の秘匿された発信者電話番号が開示の求めがあった保有個人データに含まれており、これを本人に知らせることが通信の秘密を侵害することになる場合

の3つの場合を規定。

他の法令の規定により、本人に対し第一項に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合については、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項の規定は、適用除外。【第3項】

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データの開示を求められた場合について、その全部又は一部を開示しない旨の決定をした場合については、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない旨規定。【第2項】

開示の求めがあった保有個人データの全部又は一部を開示しない旨を「**通知**」する方法

【例】・書面の手交
・口頭による説明
・郵便
・電話
・電子メール

本人が本人に関する放送受信者等の保有個人データの訂正等を求める上での実効性を確保するために、本人が本人に関する放送受信者等の保有個人データを知り得るようにしようとする規定。

保有個人データの開示（第21条） - 3

第1項又は第2項の規定に違反した場合には、
個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

保有個人データの内容の訂正等（第22条） - 1

（訂正等）

第二十二條 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データの内容が事実でないという理由によってその訂正、追加又は削除を求められた場合については、他の法定の手續がない限り、利用目的の達成に必要な範囲で、遅滞なく調査を行い、その結果により訂正、追加又は削除を行わなければならない旨規定。【第1項】

本人に対し、遅滞なく、訂正、追加又は削除の有無、訂正、追加又は削除の内容について通知し

なければならない旨を規定。【第2項】
保有個人データの訂正等の有無等を「通知」する方法

- 【例】
- ・ 書面の手交
 - ・ 口頭による説明
 - ・ 郵便
 - ・ 電話
 - ・ 電子メール

本人の関与により、放送受信者等の個人情報ที่ไม่正確なままに利用されることで本人の権利利益侵害が生じるようなことがないようにするための規定であり、第9条の規定が求める放送受信者等の個人データの正確性・最新性を実効的に確保。

保有個人データの内容の訂正等（第22条） - 2

第1項又は第2項の規定に違反した場合には、
—— 個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
—— 個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

保有個人データの利用停止等（第23条） - 1

（利用停止等）

第二十三条 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第五条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十八条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データが利用目的外の利用をされた、或いは、不正な手段により取得されたという理由によって、その利用停止又は消去を求められた場合については、その求めが正当なものである限り、遅滞なく、その保有個人データの利用停止又は消去を行うか、その代替措置を講じなければならない旨を規定。【第1項】

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データが例外事由に当たらないのにも関わらず本人の同意なく第三者に提供されたという理由によって、その第三者提供の停止を求められた場合については、その求めが正当なものである限り、遅滞なく、その保有個人データの第三者提供を停止するか、その代替措置を講じなければならない旨規定。【第2項】

保有個人データの利用停止等（第23条） - 2

受信者情報取扱事業者が、本人からの求めにより、本人に関する保有個人データについて、利用停止、消去又は第三者提供の停止を行ったとき、又は、これを行わないこととしたときには、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない旨規定。【第3項】

保有個人データの利用停止等の有無等を「通知」する方法

- 【例】
- ・ 書面の手交
 - ・ 口頭による説明
 - ・ 郵便
 - ・ 電話
 - ・ 電子メール

放送受信者等の個人情報の取扱いについて義務違反があった場合については、本人の関与により、これを実効的に是正。

第1項、第2項又は第3項の規定に違反した場合には、
個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告
個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令
の対象となり得る場合がある。

保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明（第24条）

（理由の説明）

第二十四条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、本人からの求めにも関わらず、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供の停止を行わないこととしたり、求められたものとは異なる措置を採ることとした場合については、本人に対し、その旨を通知するだけでなく、その理由を説明するよう努めなければならない旨規定。

放送受信者等の個人情報に関する本人の関与については、受信者情報取扱事業者の説明責任を明確にし、その対応の適正性を確保。

参照条文

個人情報保護法第28条

保有個人データに関する開示等の手続（第25条） - 1

（開示等の求めに応じる手続）

第二十五条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人は、当該事項により、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第四項の代理人であることの確認の方法

四 次条第一項の手数料の徴収方法

2 受信者情報取扱事業者は、開示等の求めに応じるに際しては、開示等の求めをする者が本人又は第四項の代理人であることの確認を行うよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、受信者情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

4 開示等の求めは、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の求めをすることにつ

き本人が委託した代理人をいう。）によってすることができる。

5 受信者情報取扱事業者は、前各項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供の停止の求めに応じる手続について規定。

保有個人データの利用停止等（第23条） - 2

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供の停止の求めを受け付ける方法については、

求めの申出先

求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の求めの方式

求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法

手数料の徴収方法

の事項を定めることができる旨規定。【第1項】

受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供の停止の求めに応じるに際して、当該求めをする者が、本人又はその代理人であること確認するよう努めなければならない旨規定。

【第2項】

【例】当該求めをする者が直接訪問してきた場合、次のいずれかの提示を求める方法

- ・ 運転免許証
- ・ 健康保険の被保険者証
- ・ 住民基本台帳カード等

当該求めをする者がその求めについての書面、ファクシミリ、電子メール、その他いずれかを送付してきた場合、次のうち、複数のものを提出すれば足りるとする方法

- ・ 運転免許証の複写
- ・ 健康保険の被保険者証の複写
- ・ 住民基本台帳カード等の複写
- ・ 住民票の写し

本人から、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供の停止の求めに関し、受信者情報取扱事業者は、本人に対し、本人に関する保有個人データを特定するのに十分な事項の提示を求めることができる一方で、本人が容易かつ的確に上記求めをすることができるように、本人の利便を考慮した適切な措置を採らなければならない旨規定。【第3項】

保有個人データの利用停止等（第23条） - 3

本人から、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供の停止の求めを本人が自分自身でするばかりではなく、未成年者・成年被後見人の法定代理人、本人が委任した代理人によってもできる旨規定。【第4項】

第1項から第4項までの各項の規定に基づいて手続が定められるに当たって、これが本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮されなければならない旨規定。【第5項】

放送受信者等の個人情報に関する本人関与の手続を明確にすることで、本人関与が円滑に行われることを確保。

合理的な手数料の設定と徴収（第26条）

（手数料）

第二十六条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十一条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、本人からの求めに応じて、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知や開示を実施するときについては、これらに関する手数料を、実費を勘案して合理的な範囲内で徴収することができる旨規定。

放送受信者等の個人情報に関する本人関与に関して本人が負担することとなる手数料については、合理性を確保することで、本人関与が円滑に行われることを確保。

第2項の規定に違反した場合には、

個人情報保護法第34条第1項の規定に基づく総務大臣の勧告

個人情報保護法第34条第2項の規定に基づく総務大臣の命令

の対象となり得る場合がある。

参照条文

個人情報保護法第30条

苦情の処理（第27条第1項）

（苦情の処理）

第二十七条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 （略）

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならない旨規定。

放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情に対して、まずは受信者情報取扱事業者において適切かつ迅速な苦情処理を行うこととし、放送受信者等の個人情報の保護を実効的なものにしようとする規定。

参照条文

個人情報保護法第31条第1項

苦情処理体制の整備（第27条第2項）

（苦情の処理）

第二十七条（略）

2 受信者情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。この場合において、受信者情報取扱事業者は、前項の苦情の申出先を定め、同項の処理の手続を整備するよう努めなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、
苦情申出先の設置、
苦情処理手続の整備

等適切かつ迅速な苦情処理のために必要な体制の整備に努めなければならない旨規定。

受信者情報取扱事業者が行う適切かつ迅速な苦情処理のために必要な措置を具体的に規定し、これを実効的に実現。

参照条文等

個人情報保護法第31条第2項、個人情報保護基本方針7（1）

基本方針の策定及び公表（第28条）

（基本方針の策定及び公表）

第二十八条 受信者情報取扱事業者は、第五条の規定により講じられる措置、第八条の規定に基づく本人への通知又は公表の手續、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手續（第二十六条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）、前条の規定により講じられる措置その他の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない。

趣旨

受信者情報取扱事業者が、個人情報の取扱いに関する次の事項については、

利用目的外利用の制限について講じる措置

取得に際しての利用目的の通知又は公表の手續

保有個人データの利用目的の通知の求めに応じる手續

保有個人データの開示の求めに応じる手續

保有個人データの内容の訂正、追加又は削除の求めに応じる手續

保有個人データの利用停止又は消去の求めに応じる手續

保有個人データの第三者提供の停止の求めに応じる手續

から の手續に係る措置の実施に関して手数料の額を定めた場合には、その手数料の額

苦情処理について講じる措置（苦情処理の申出先の設置、苦情処理手續の整備を含む。）

その他

基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない旨規定。

基本方針を「公表」する方法

- 【例】・インターネット上での公表
・事業所窓口等への書面の掲示

受信者情報取扱事業者において、その個人情報保護に関する考え方、方針を対外的に分かりやすく説明することとすることにより、事業活動に対する社会の信頼を確保し、本人の関与等を円滑に行うことができるようにしようとする規定。

参照

個人情報保護基本方針 6（1） ・ 7（1）

漏えい等に関する事実等の公表等（第29条） - 1

（漏えい等に関する事実等の公表等）

- 第二十九条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、当該漏えいに係る事実関係につき本人に通知するよう努めなければならない。ただし、本人の住所、電話番号及び電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）のすべてが相当の調査をしても分からないときは、この限りでない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかに、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及びその再発防止対策につき公表するよう努めなければならない。
 - 3 受信者情報取扱事業者は、前項の場合には、速やかに、当該事実関係及び当該再発防止対策につき総務大臣に報告しなければならない。
 - 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合

趣旨

受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報の漏えいの事案が生じた場合については、速やかに、これに係る事実関係につき、本人に対して通知するよう努めなければならない旨規定。

【第1項】

このうち、放送受信者等の個人データにおいては、現実に住所、電話番号、電子メールアドレス

といった本人に連絡をとるための情報が含まれていることが多いが、放送受信者等の個人データを既に消去していたり、その滅失、き損などが生じた結果これらの情報が失われた場合等、受信者情報取扱事業者において本人への連絡をとることが困難な場合については、まずは受信者情報取扱事業者において相当の調査を行い、その上でなお本人への連絡をとることが困難な場合には、本人への通知が求められる訳ではない。受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損の事案が生じた場合については、速やかに、これに係る事実関係及びその再発防止対策につき、対外的に公表するよう努めなければならない旨規定。【第2項】

漏えい等に関する事実等の公表等（第29条） - 2

漏えいに係る事実関係を「通知」する方法

- 【例】
- ・ 書面の手交
 - ・ 口頭による説明
 - ・ 郵便
 - ・ 電話
 - ・ 電子メール

漏えい等に係る事実関係及び再発防止対策を「公表」する方法

- 【例】
- ・ インターネット上での公表
 - ・ 事業者窓口等への書面の掲示

第1項及び第2項の場合については、速やかに、当該事実関係及び漏えい等の再発防止対策につき、総務大臣に報告しなければならない旨規定。【第3項】

このうち、個人情報とは、一般に、様々な分野の様々な事業者の手を経て流通していくものであるため、その漏えい等についても、複数の事業者が何らかの関わりを持つことがあると想定され、このような場合については、その関係事業者の各々のすべてが同様の内容の通知・公表・報告を各々しなければならないというのではなく、事実関係等につき把握している事業者が、関係事業者を代表して通知・公表・報告を行うことで足りる場合も考えられる。

第1項、第2項又は第3項の規定に係る例外については、

「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」

- 【例】
- ・ 本人の病名についての情報等、これを本人が知ることでその心身の状況を悪化させるような情報が漏えいした個人情報に関する事実関係に含まれる場合
 - ・ 第三者の営業上の秘密に亘る情報が漏えいした個人情報に関する事実関係に含まれる場合

漏えい等に関する事実等の公表等（第29条） - 3

「当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」

- 【例】
- ・受信者情報取扱事業者の営業上の秘密に亘る情報が漏えいした個人情報に関する事実関係に含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合
 - ・受信者情報取扱事業者の安全管理体制に係る情報が漏えいした個人情報に関する事実関係に含まれており、これが知られると安全管理に著しい支障が生じる場合

「他の法令に違反することとなる場合」

- 【例】
- ・本人が行った通話の相手方の秘匿された発信者電話番号が漏えいした個人情報に関する事実関係に含まれており、これを本人に知らせることが通信の秘密を侵害することになる場合

の3つの場合には、通知・公表・報告を要さない（該当しない範囲内での通知・公表・報告は求められる。）旨規定。【第4項】

本規定については、

放送受信者等の個人情報の漏えいについて、可能な限り事実関係につき本人へ通知することを求めることにより、本人においてもこれに対応する契機を確保

放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損の事案が生じた場合に、受信者情報取扱事業者から事実関係及び再発防止対策につき公表することを求めることにより、二次被害の防止、類似事案の発生回避等を確保

及び のような場合に、事実関係及び再発防止対策につき総務大臣に報告することを求めることにより、行政の迅速かつ的確な対応を確保

しようとする規定。

個人情報保護法の求める個人の権利利益の保護については、放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損が生じた場合にも確保するべく、措置が講じられるようにし、また、今後のより適正な安全管理措置その他の措置が講じられるようにしようとする規定。

参照条文等

個人情報保護法第32条、個人情報保護基本方針6（1）、「民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について」3。

適用除外（第30条）

（適用除外）

第三十条 法第五十条第一項各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この指針の規定は、適用しない。

趣旨

個人情報保護法第50条の規定により、同法第4章の規定の適用が除外されるときについては、本指針についても適用が除外される旨規定。

個人情報保護の要請と、日本国憲法が保障する表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由との間の調整を図る個人情報保護法第50条の規定を受けて、同法第4章が適用除外となるときについては、総務大臣は同法の定める主務大臣とはならないのであり、本指針の適用対象外となるため、その旨を確認的に規定。

参照条文

個人情報保護法第50条

施行期日（附則第1条）

附 則

（施行期日）

第一条 この指針は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四章の規定の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

趣旨

本指針が、個人情報保護法第4章の規定が施行される平成17年4月1日から施行される旨規定。

参照条文

個人情報保護法附則第1条、個人情報保護法の一部の施行期日を定める政令

経過措置（附則第2条～第5条）

附 則 （経過措置）

第二条 この指針の施行前になされた本人の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第四条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この指針の施行前になされた本人の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十八条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

第四条 第十八条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この指針の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第十八条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この指針の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

趣旨

本指針の施行前になされた本人の同意や本人への通知等に相当するものについては、本指針にいうところの本人の同意や通知等があったものとみなすこととする、経過措置規定。

参照条文

個人情報保護法附則第2条～第5条

指針の見直し（附則第6条）

附 則

（検討）

第六条 この指針は、施行後一年を目途として、社会経済情勢の変化及び個人情報保護に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、その見直しについて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

趣旨

本指針の施行後1年を目途として、技術革新その他の社会経済情勢の変化や、個人情報保護法に基づき行われる措置等の状況を勘案し、必要に応じて本指針の見直しについて検討が行われ、その結果に基づく所要の措置が講ぜられる旨規定。

參考資料等

個人情報保護法及び「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」における適用除外関係

	基本理念（法 § 3） 適正な取扱い（指針 § 3）	義務規定 （法第4章、指針 § 4 ~ § 29）
法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 報道・著述等目的は 適用あり （法 § 50） </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 報道・著述等目的は 適用除外 （法 § 50） </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 報道・著述等目的以外の個人情報取扱事業者 </div>	
指針	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 報道・著述等目的は全面適用除外（指針 § 30） </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 報道・著述等目的以外の受信者情報取扱事業者 </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 小規模事業者 （いずれも報道・著述等 目的以外） </div>	「法」：個人情報保護法 「指針」：放送受信者等の個人情報の保護に関する指針

受信者情報取扱事業者における本人への通知等の方法

方法	場面	例
「通知」	<p>個人情報の取得に際しての利用目的の「通知」(第8条第1項・第3項)</p> <p>個人データの第三者に提供する前のオプトアウトに係る諸事項の「通知」 (第18条第2項・第3項)</p> <p>個人データの取得後の保存期間の「通知」(第19条第3項)</p> <p>本人の求めに応じた保有個人データの利用目的等の「通知」 (第20条第2項・第3項)</p> <p>本人の求めに応じた保有個人データの開示を行わない旨の「通知」 (第21条第2項)</p> <p>本人の求めに応じた保有個人データの訂正等を行った旨等の「通知」 (第22条第2項)</p> <p>本人の求めに応じた保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行った旨等の「通知」(第23条第3項)</p> <p>漏えいに係る事実関係の「通知」(第29条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の手交 ・ 口頭による説明 ・ 郵便 ・ 電話 ・ 電子メール
「公表」	<p>個人情報の取得に際しての利用目的の「公表」(第8条第1項・第3項)</p> <p>個人データの取得に際しての保存期間の「公表」(第19条第3項)</p> <p>基本方針の「公表」(第28条)</p> <p>漏えい等に係る事実関係等の「公表」(第29条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上での公表 ・ 事業者窓口等への書面の掲示
「本人が容易に知り得る状態」	<p>個人データの第三者に提供する前のオプトアウトに係る諸事項の「本人が容易に知り得る状態」(第18条第2項・第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページへの継続的な掲載 ・ 事務所の窓口への継続的な掲示 ・ 新聞・官報への継続的な掲載
「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」	<p>保有個人データに関する事項の「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」(第19条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページへの掲載 ・ 事務所の窓口への掲示

報道発表：「放送分野における個人情報保護に関する説明会」の開催（粋）

1 趣旨

放送分野における個人情報保護については、平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が全面施行されるに当たり、総務省において、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、平成16年8月31日に放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を告示したところです。

そこで、今般、当該指針に関するより一層の周知徹底、放送関係者や放送受信者等の啓発を図るため、全国の地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所管内において、説明会を開催するものです。

3 主な内容

- (1) 放送分野における個人情報保護に関する経緯及び基本的な考え方について
- (2) 「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」について
- (3) 事業者等において求められる対応について
- (4) その他

4 参加申込の方法

説明会に対するご質問、参加のご希望等に関しては、別紙をご参照の上、最寄の地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所に直接お問い合わせ下さい。

2 開催場所及び日時

総合通信局等（会場）	開催日時	会場名	会場住所	お問い合わせ先
北海道（札幌市）	12月16日(木) 15時00分～ 17時00分	北海道総合通信局 第1会議室	〒060-8795 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎12階	北海道総合通信局 TEL:011-709-2311 内線4664 (放送課ラジオ放送担当)
東北（仙台市）	12月14日(火) 13時30分～ 15時30分	仙台第2合同庁舎 2階会議室	〒900-0014 仙台市青葉区本町3-2-23	東北総合通信局 TEL:022-221-0696 (放送課)
関東（千代田区）	12月20日(月) 13時00分～ 15時00分	日本郵政公社東京支社ビル 2階講堂	〒100-8795 千代田区大手町2-3-2	関東総合通信局 TEL:03-3243-8683 (放送課)
関東（千代田区）	12月21日(火) 15時30分～ 17時30分	中央合同庁舎第2号館 地下2階講堂	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	関東総合通信局 TEL:03-3243-8683 (放送課)
信越（長野市）	12月21日(火) 13時30分～ 15時30分	メルパルクNAGANO 白鳳の間	〒380-8584 長野市鶴賀高畑752-8	信越総合通信局 TEL:026-234-9990 (放送課)
北陸（金沢市）	12月20日(月) 13時30分～ 15時30分	石川県文教会館	〒920-0918 石川県金沢市尾山町10-5	北陸総合通信局 TEL:076-233-4492 (放送課放送担当)
東海（名古屋市）	12月10日(金) 14時00分～ 16時00分	東海総合通信局 7階会議室	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1	東海総合通信局 TEL:052-971-9148 (放送課放送総括担当)
近畿（大阪市）	12月7日(火) 15時30分～ 17時00分	KKRホテル大阪 14階オリオン	〒540-0007 大阪市中央区馬場町2-24	近畿総合通信局 TEL:06-6942-8568 (放送課音声放送担当)
中国（広島市）	12月22日(水) 15時00分～ 17時00分	KKR広島 1階孔雀の間	〒730-0004 広島市中区東白島町19-65	中国総合通信局 TEL:082-222-3384 (放送課)
四国（松山市）	12月14日(火) 14時00分～ 16時00分	ホテルサンルート松山 3階芙蓉の間	〒790-0066 松山市宮田町391-8	四国総合通信局 TEL:089-936-5037 (放送課)
九州（熊本市）	12月15日(水) 13時30分～ 16時30分	KKRホテル熊本 五峯の間	〒860-0001 熊本市千葉城町3-31	九州総合通信局 TEL:096-326-7307 (放送課) TEL:096-326-7877 (有線放送課)
沖縄（那覇市）	12月17日(金) 14時00分～ 16時00分	沖縄総合通信事務所 会議室	〒900-8795 那覇市東町26-29	沖縄総合通信事務所 TEL:098-865-2307 (情報通信課放送担当)

参考資料

参考資料1

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（平成16年8月31日総務省告示第696号）

参考資料2

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」【解説】

参考資料3

「個人情報の保護に関する法律」周知広報用パンフレット（内閣府国民生活局）

参考資料4

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）

参考資料5

「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年12月10日政令第507号）

参考資料6

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）

その他関係ウェブサイト

総務省HP

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」関係
情報通信行政の最新トピックス：http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/040831_1.html

内閣府HP

「個人情報の保護に関する法律」等関係
国民生活政策ホームページ) <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>